

第2期北茨城市障害福祉計画

平成21年度～平成23年度



北 茨 城 市

平成21年3月

第2期北茨城市障害福祉計画 目次

第1章 第2期障害福祉計画の概要	1
1 第2期障害福祉計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	5
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 計画の基本的理念	8
2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	9
3 相談支援の提供体制に関する基本的な考え方	10
第3章 平成23年度の数値目標の設定	11
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	12
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	14
3 福祉施設から一般就労への移行等	15
第4章 障害者の状況	16
1 身体障害者の状況	17
2 知的障害者の状況	19
3 精神障害者の状況	20
4 障害程度区分認定の状況	21
第5章 指定障害福祉サービス等の見込量	22
1 各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごと の必要な見込み及びその見込量の確保のための方策	23
2 地域生活支援事業の実施に関する事項	37
第6章 アンケート調査結果	50

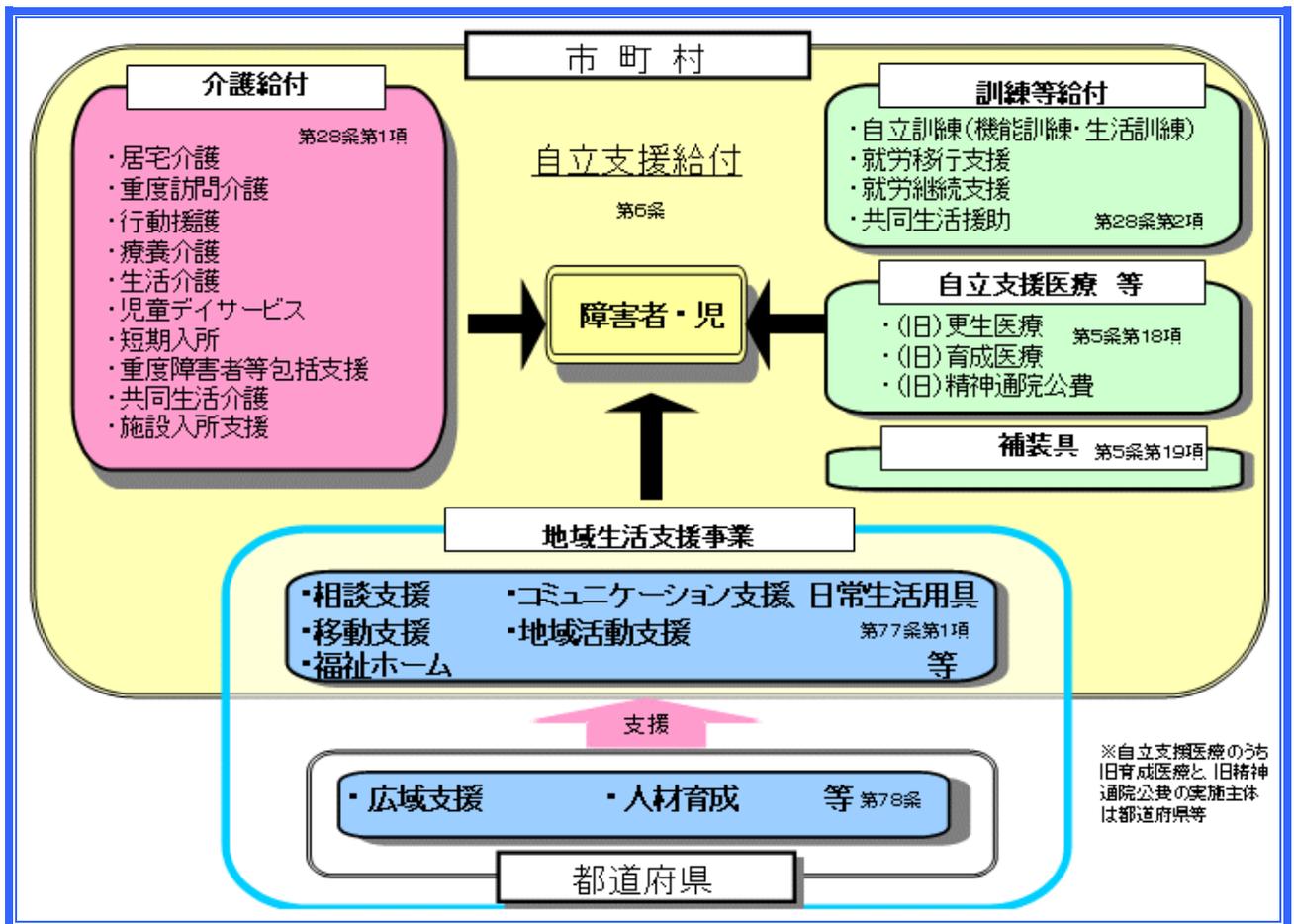
第 1 章 第 2 期障害福祉計画の概要

1 第2期障害福祉計画策定の背景

(1) 障害者自立支援法の施行

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、障害者福祉は「支援費制度」から新たな段階に入ることとなりました。

同法は、障害のある人々の支援の仕組みを抜本的に改革するものであり、サービス体系は大きく変化しました。



(2) 第1期障害福祉計画の策定

障害者自立支援法第88条の規定により、障害福祉計画の策定を求められました。北茨城市においても平成18年度に、国の基本指針に即して、本市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、平成23年度までの目標数値を設定し、平成18年度から平成20年度までの見込量と確保策を定める計画を策定しました。

(3) 障害者自立支援法の見直し

障害者自立支援法が施行され、着実にサービスの利用は増加しましたが、1割を原則とする利用者負担等いくつかの問題点が指摘されました。

国では、同法の円滑な運営のため「障害者自立支援対策臨時特例交付金」を予算化し、平成20年度までの3年間の事業とし、「利用者負担の更なる軽減」、「事業者に対する激変緩和措置」及び「新法への移行等のための緊急的な経過措置」を実施し、さらに平成20年度においても抜本的な見直しに向けた緊急措置を行いました。

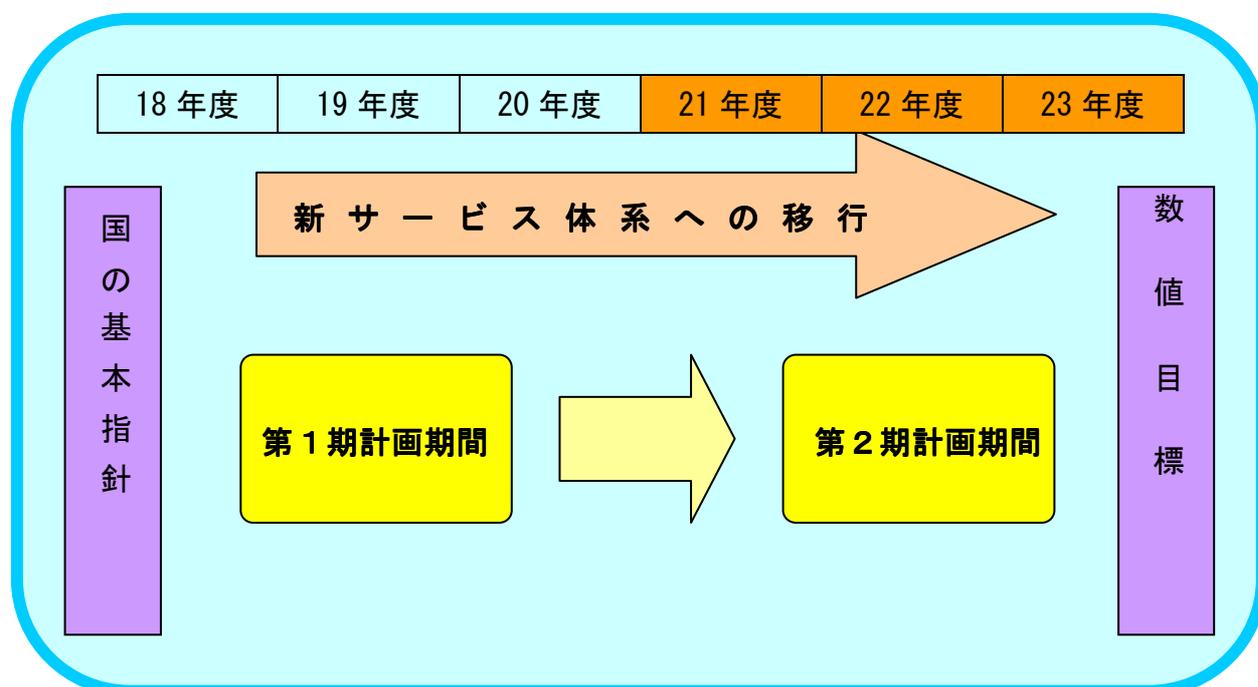
また、同法施行後3年を目途に見直しを図ることとされていることから、現在も社会保障審議会の障害者部会において議論が行われているところです。



(4) 第2期障害福祉計画策定の目的

本計画は、3年を1期として作成することとされており、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援等を計画的に提供することを目的とし、国の基本指針並びに第1期障害福祉計画の達成状況の点検及び評価を踏まえ、平成21年度から平成23年度を期間とする計画を策定します。

なお、障害者自立支援法の改正があった場合、見直し等の対応が必要となることも考えられます。



(5) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画策定後、北茨城市地域自立支援協議会を活用し、各年度の達成状況について点検及び評価をしていきます。

評価結果については、関係機関と連携を図り、必要な対策を講じるよう努めていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

障害者基本法には、障害者のための施策に関する基本的な計画（障害者計画）を策定することが求められています。

また、一方で障害者自立支援法において、「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保」に関する計画（障害福祉計画）を策定することが求められています。両計画は一体的な関係にあり、障害者自立支援法の規定によれば障害福祉計画は、障害者計画と調和のとれたものでなければならないこととされています。

このことから「障害者福祉計画」は、「障害者計画」に定められている施策を推進させるための具体的な数値や提供体制の確保策等を示す実施計画と考えられます。

障害者基本法抜粋

第9条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者自立支援法抜粋

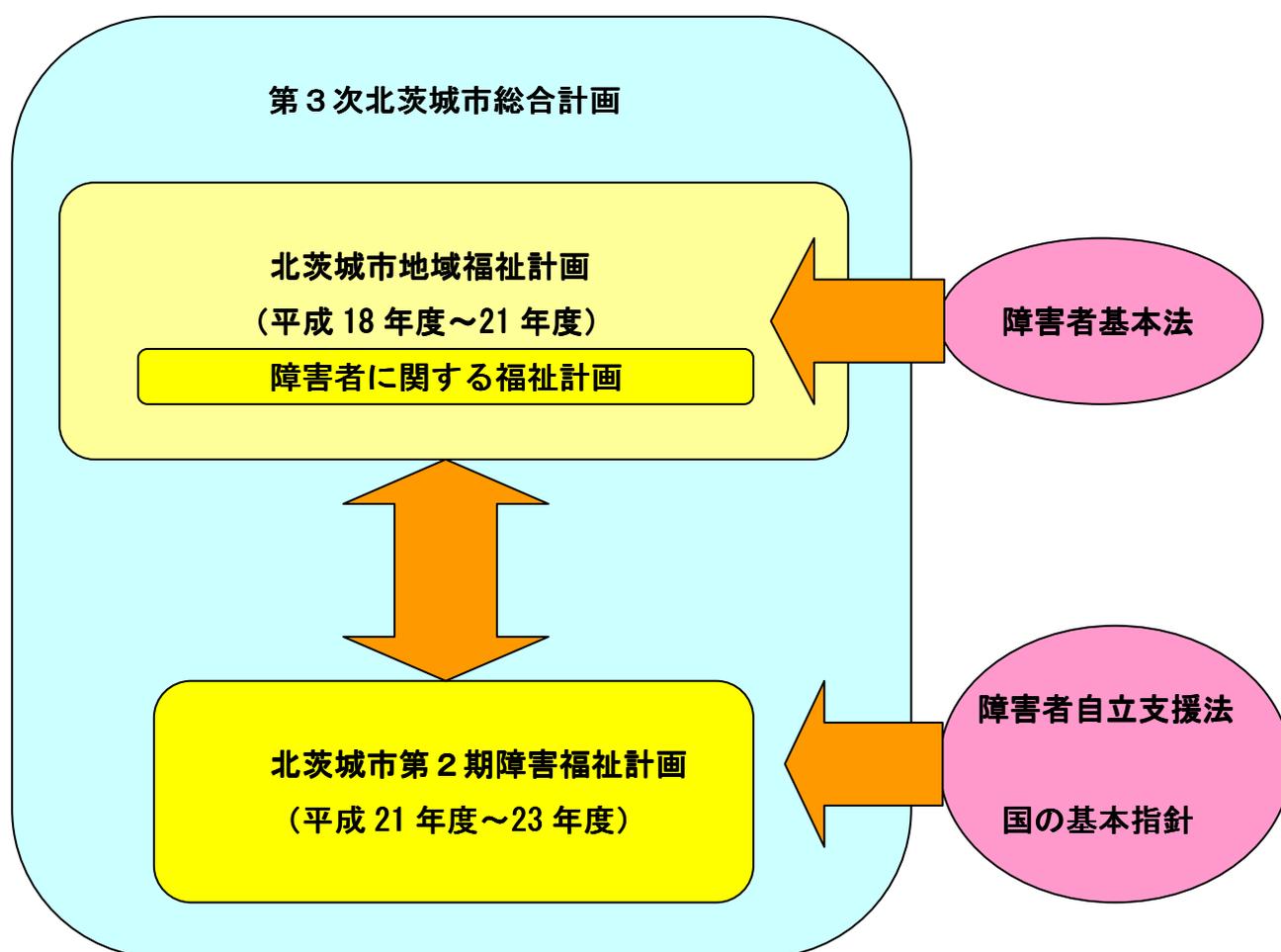
第88条第4項 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(2) 北茨城市の計画との関係

北茨城市では、障害者基本法に基づく、障害者の施策全般にわたる基本計画の位置づけとし、北茨城市地域福祉計画を平成17年3月に策定しました。

この計画は、ノーマライゼーション社会の実現をめざした障害者施策として総合的及び計画的に進めております。

北茨城市第2期障害福祉計画は、北茨城市地域福祉計画の基本理念等との整合性を保ちながら調和のとれた形で策定します。また、平成22年度には新たな「北茨城市地域福祉計画」を策定する予定になっており、見直し等の対応が必要となることも考えられます。



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的理念

国の基本指針及び北茨城市地域福祉計画の基本理念に基づき、第2期北茨城市障害福祉計画を策定しました。

(1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

相談支援体制を強化し、ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある方が必要なサービスを受けながら、安心して快適に、各自の個性を生かして自立した生活を送れるようサービスの支給決定を行います。

(2) 三障害に係る制度の一元化

身体障害、知的障害及び精神障害ごとに分かれていた制度が一元化されました。しかし、これまで身体障害、知的障害に比べると精神障害を持つ方のサービス利用が少ない現状です。今後、立ち後れている精神障害を持つ方に対するサービスの充実を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

北茨城市地域自立支援協議会、地域ケアシステム等のネットワークやハローワーク、特別支援学校等とのネットワークを有効に活用し、関係機関と連携を図りながらインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し提供体制の整備を行います。

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 必要な訪問系サービスを保障

北茨城市においては、訪問系サービスを提供する指定事業者が4ヶ所あり、身体障害及び知的障害を持つ方の利用がほとんどです。今後は、立ち後れている精神障害のある方に対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。）の充実を図ります。

(2) 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

希望する障害者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。）を保障するよう努めます。

なお、現在北茨城市において、利用したいサービスを提供する事業所がなく、サービスを受けられない場合には、基準該当のサービスを提供できるよう支援していきます。

(3) グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの需要は今後平成23年度末までに非常に多くなると予想されます。

グループホーム等への移行を希望する方に、今後の日中支援も含め地域生活への移行を進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

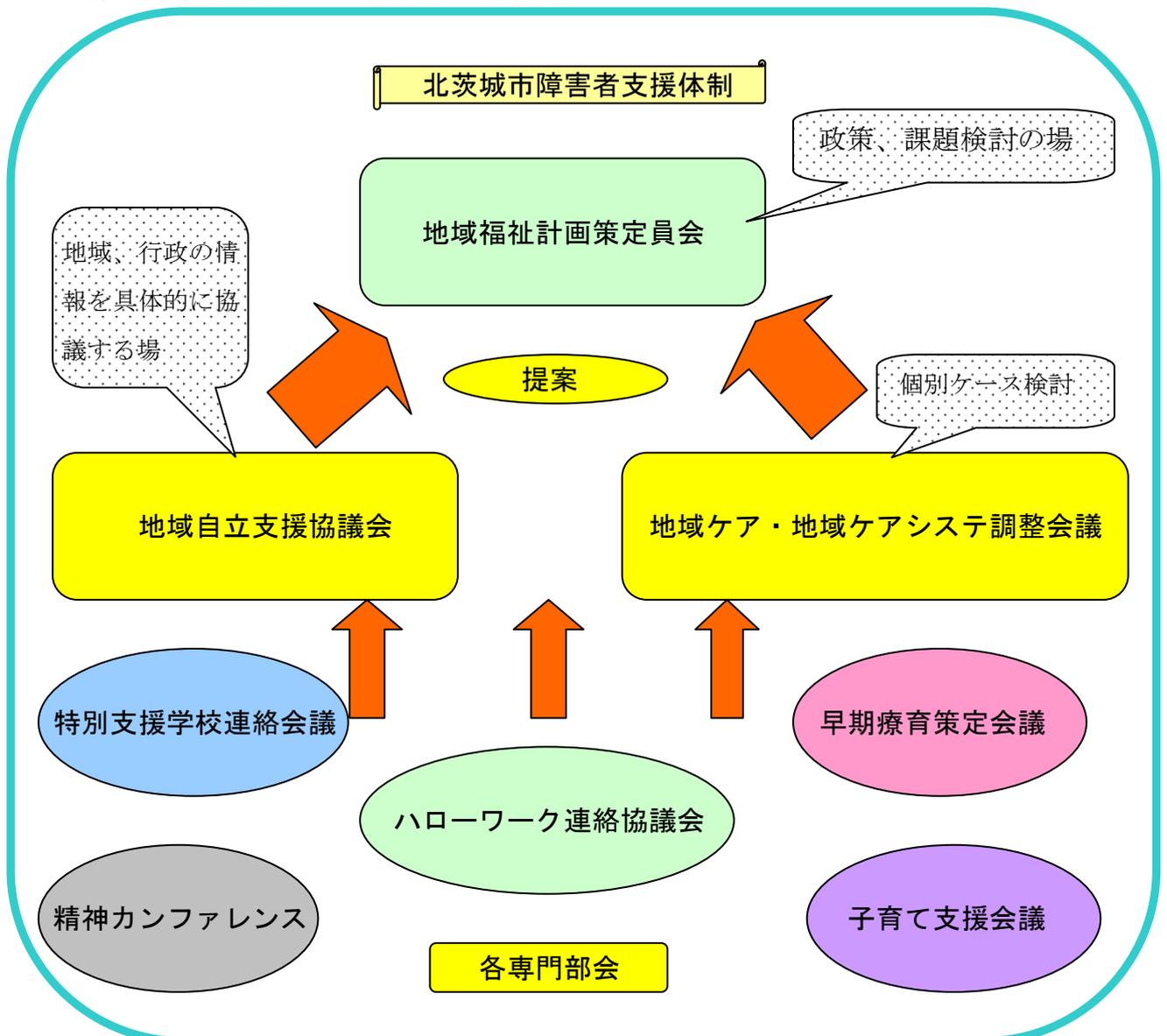
就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大するよう努めます。

また、福祉施設利用者以外の方も、職親委託事業の拡充に努め、一般就労への移行を支援します。

3 相談支援の提供体制に関する基本的な考え方

障害を持つ方が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。北茨城市では、障害者自立支援法の施行前から「地域ケアシステム」を活かし、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないような体制を整備してきました。事業者、医療、民生委員等のネットワークを構築し、「地域ケア・地域ケアシステム調整会議」の名称で協議する場を設け、サービスの提供につなげています。今後も地域ケアシステムの強化を図っていきます。

また、平成20年度から障害福祉サービス事業者等のネットワークの構築を目的に「北茨城市地域自立支援協議会」を設置し、適切な相談支援が実施できるよう体制の整備を図ります。また特別支援学校、ハローワークとの連絡協議会を有効に活用し、地域支援体制の強化を図ります。



第3章 平成23年度の数値目標の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針に基づき、次に掲げる事項についてそれぞれの数値目標を設定しました。

◎ 基本指針

地域生活への移行を進める観点から、第1期障害福祉計画の作成時点（以下「第1期計画時点」という。）において、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成23年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定するよう示されています。

この数値目標を設定するに当たっては、第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましいとされています。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきとされています。

◎ 市の目標値の設定

本市においては、平成17年10月時点の施設入所利用者数は、74人です。

第1期計画時点において「平成23年度の地域生活移行数」を「8人」（10.5%）、「平成23年度末の施設入所者数」を「66人」（8.9%減）と見込みました。

法施行2年が過ぎ、身体障害者療護施設においては、ほとんど新体系に移行しており、知的障害者更生施設においては、まだ移行していない事業所が多い状況にあります。

第1期計画時点から現在までで、身体障害を持つ施設入所者で地域生活に移行できた方はいませんでした。一方で、知的障害を持つ施設入所者においては、法施行間もない頃5人の方が地域生活に移行されましたが、この1年間の実績からは、1人も地域生活に移行された方はいませんでした。

今後においては、アンケート調査から現在施設に入所している方のうち地域生活の移行を希望されている方が2%と少ない状況から、目標値を変更するほどの伸びはないと判断できます。ただし、現在、旧法施設に入所している方「43

人」の中に、自立訓練事業等を利用し、地域生活に移行を希望する方がいれば、積極的に地域生活へ移行できるよう支援します。

また一方で、アンケート調査の結果から、現在居宅で生活をしていて、将来的に施設の入所を希望している方が全体の7%ありましたが、すぐにでも施設の入所を希望している方はいませんでした。このことから、今後地域生活から施設入所へ移行する数が多く伸びることは予想できません。

これらのことを踏まえ、第1期計画時点の目標値を変更せずに設定します。

(表1)

項目	数値	備考
第1期計画時点の施設入所者数(A)	74人	平成17年10月現在人数
平成23年度の地域生活移行数(B)	8人 (10.5%)	現施設入所者数のうち、平成23年度において施設入所からグループホーム等を利用して地域生活に移行すると見込まれる人の数
平成23年度末の施設入所者数(C)	66人 (8.9%減)	現施設入所者数のうち、平成23年度において施設入所している見込まれる人の数



2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

◎ 基本指針

平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下「退院可能精神障害者」という。）が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定するよう示されております。

◎ 市の目標値の設定

第1期計画時点における県が行ったアンケート調査によると、県内の退院可能な精神障害者数は1,349人となっております。

平成20年9月30日現在における県が行ったアンケート調査によると706人にまで減少しておりますが、平成23年度末までに1,130人が退院することを目指してありますので、引き続き第1期計画で設定した数値を踏襲することとし、表2のとおり目標値を設定しています。

(表2)

項目	数値	備考
第1期計画時点の退院可能精神障害者数	23人	平成17年度における退院可能精神障害者数
【目標値】 減少数	16人	平成23年度末までに退院可能精神障害者の減少を目指す数

3 福祉施設から一般就労への移行等

◎ 基本指針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定するよう示されております。目標の設定に当たっては、第1期計画時点における一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましく、また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成23年度までに第1期計画時点における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、**就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す**とされております。

◎ 市の目標値の設定

北茨城市においては、現時点で就労移行支援事業等の事業所がありませんが、入所しながら同事業を利用している方が数名おります。今後、同サービスの利用希望がある方に対し、情報提供を行い、利用の促進を図ります。

また、事業者、ハローワークおよび障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携を強化し、一般就労に移行できるよう支援します。

(表3)

項目	数値	備考
現在の年間一般就労移行者数	1人	平成17年度における福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】 平成23年度の年間一般就労移行者数	4人 (4倍)	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人の数

第4章 障害者の状況

1 身体障害者の状況

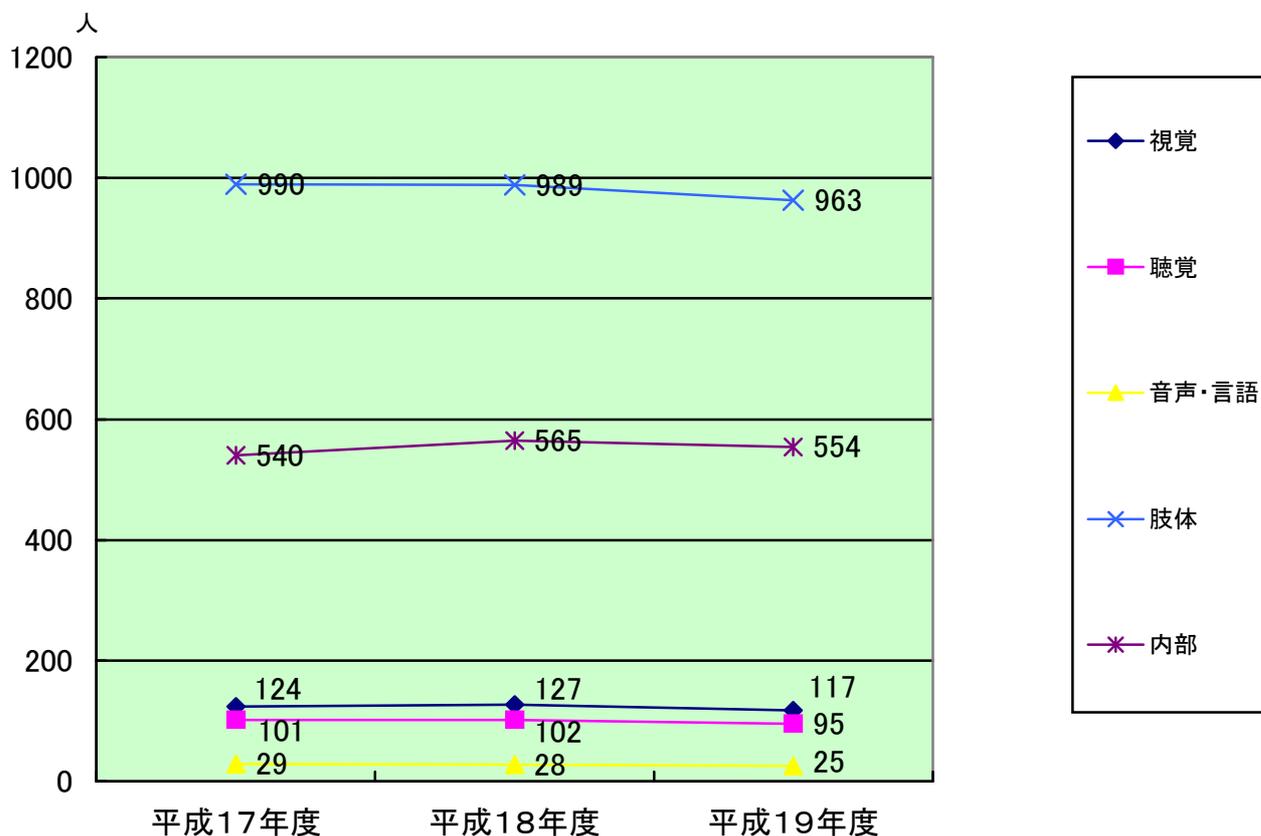
北茨城市において、身体障害者手帳の交付を受けている方の数は平成19年度末現在、1,754人となっており、平成18年度と比較すると弱冠ですが減少傾向にあります。障害種別では肢体不自由が963人と最も多く、全体の55%を占めています。次いで内部障害554人、視覚障害117人、聴覚障害95人、音声・言語障害25人という内訳になっています。

また、等級別では、1級が657人と最も多く、次いで4級343人、2級294人、3級276人、5級105人、6級79人となっています。

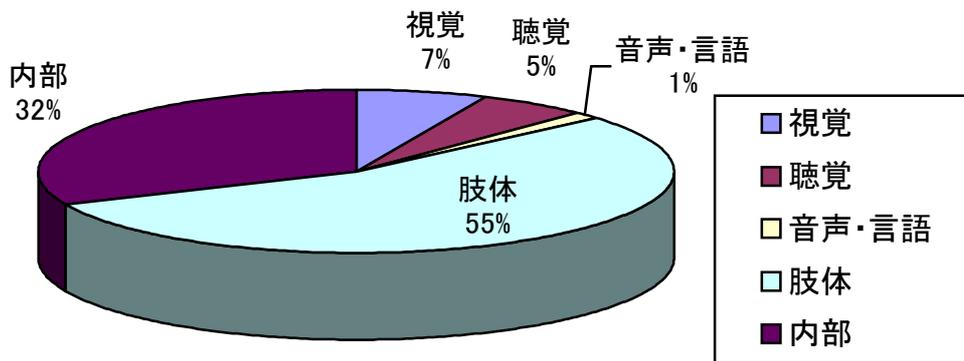
身体障害者障害別数の推移（障害別） （各年度末現在 単位：人）

	視覚	聴覚	音声・言語	肢体	内部	計
平成17年度	124	101	29	990	540	1,784
平成18年度	127	102	28	989	565	1,811
平成19年度	117	95	25	963	554	1,754

障害別人数の推移



平成19年度障害別割合



身体障害者等級別数の推移

(各年度末現在 単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成17年度	652	304	298	335	114	81	1,784
平成18年度	671	306	294	345	112	83	1,811
平成19年度	657	294	276	343	105	79	1,754

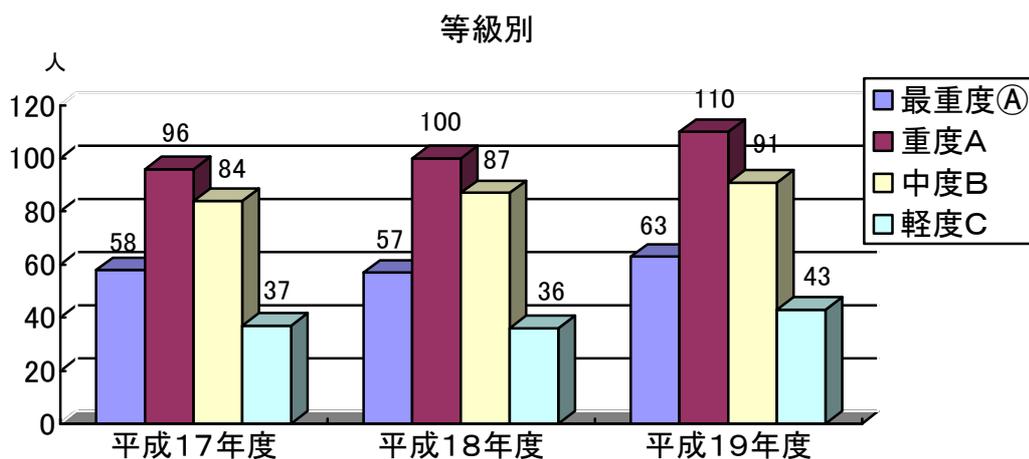


2 知的障害者の状況

平成19年度末で療育手帳の交付を受けている方の数は、307人となっており、年々増加傾向にあります。等級別では、㊤（最重度）63人、A（重度）110人、B（中度）91人、C（軽度）43人となっております。

知的障害者等級別の推移

	最重度 (㊤)	重度 (A)	中度 (B)	軽度 (C)	計
平成17年度	58	96	84	37	275
平成18年度	57	100	87	36	280
平成19年度	63	110	91	43	307



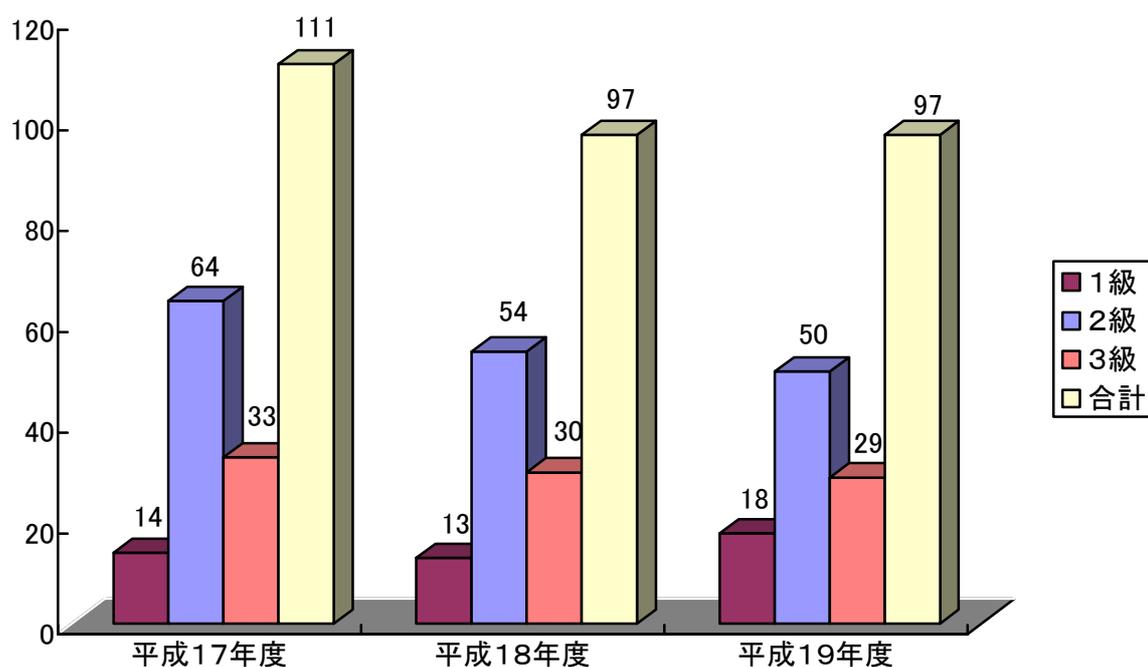
3 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の数は、平成19年度末現在で97名となっております。平成17年度と比較すると、全体の数は約9%減少していますが、1級の方は微増傾向にあります。

また、自立支援医療（精神通院）の受給者は、平成20年10月現在で、平成19年度を超える受給者がおり、増加傾向にあります。

精神障害者等級別の推移 (各年度末現在 単位：人)

	1級	2級	3級	合計
平成17年度	14	64	33	111
平成18年度	13	54	30	97
平成19年度	18	50	29	97



自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移 (各年度末現在 単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	297	307	326

※平成20年度の数値は平成20年度10月末現在の数

4 障害程度区分認定の状況

障害程度区分認定を受けている方の数は、平成20年10月末現在で115人となっております。障害者自立支援法の施行により、平成18年度の認定者数が非常に多くなっており、今後も旧法施設利用者が平成23年度までに新体系サービスに移行することにより認定者数も増加すると見込まれます。

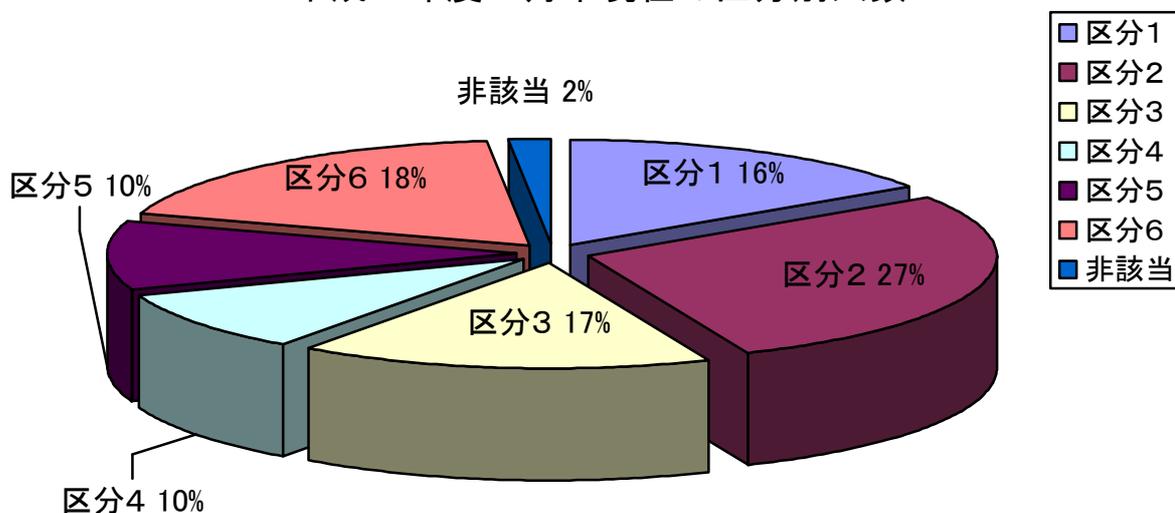
障害程度区分認定者数

(各年度末現在 単位：人)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	非該当	合計
平成18年度	13	27	11	4	3	8	2	68
平成19年度	5	4	4	5	6	12	0	36
平成20年度	0	1	4	2	3	1	0	11
合計	18	32	19	11	12	21	2	115

※平成20年度の人数は平成20年10月末現在の数

平成20年度10月末現在の区分別人数



第5章 指定障害福祉サービス等の見込量

1 各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み及びその見込量の確保のための方策

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの見込量を設定するわけですが、基本的に第1期計画の平成23年度の目標値を踏襲し、第1期障害福祉計画の実績、アンケート調査の結果を踏まえ、サービスの種類ごとに、国の基本指針に基づき必要な量の見込みを設定します。

また、その必要な見込量を確保するための方策、今後の課題等を整理します。

(1) 訪問系サービス

居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をするサービスです。（通院の介助も含まれます。）
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をするサービスです。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助をするサービスです。
重度障害者包括支援	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

【現状と課題】

訪問系のサービスは、本人の支援のみならず、家族の介護を支援するものであり、障害のある方の地域での生活を支える重要なサービスです。

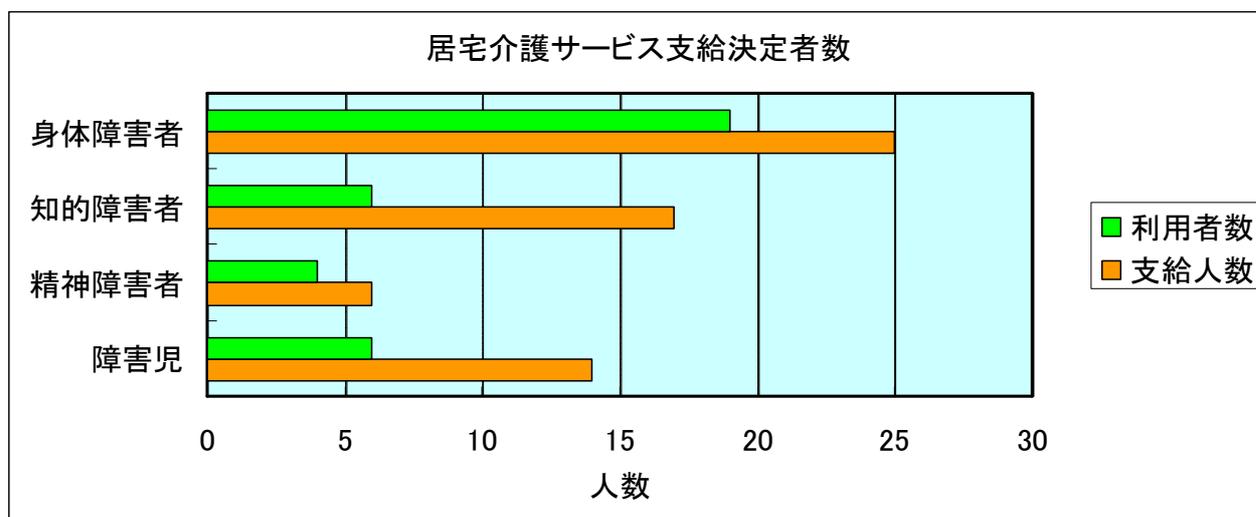
国の基本指針によると平成23年度のサービス見込量については、平成17年度の利用量の1.8倍を目標としていますが、北茨城市においては、すでに平成17年度の利用量の2.2倍となっており、今後においても増加していくと思われます。

第1期計画の各年度の見込量も大きく上回っており、居宅での支援は、他のサービスに比べ充実しているといえます。しかし、実利用者数は、平成19年度から平成20年度を見るとほとんど変わっておらず、サービス時間を必要とする利用者が増えていると予測できます。

現在、精神障害者の利用者数が少ない状況にありますが、今後、入院中の精神障害者の地域生活への移行が進むにつれて利用者数が増加すると見込まれます。

また現在、支給決定を受けながら利用していない方その他潜在的なサービス利用

希望者に対し、利用するにあたっての問題点を整理し、サービスの利用につなげられるよう努めていきます。



《居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援の実績》

区分	18年度	19年度	20年度	23年度
見込量（時間／月）	256.5	277.5	309	414
利用量（時間／月）	288.3	366.9	415.6	
対前年比（％）		127.3	113.3	
実利用者数 （人／月）	23.2	27	26.8	

【各年度の見込量とその方策】

サービスの利用量は、障害の程度、家族構成等で必要な量が様々であり、今後もニーズに応じた支給量の確保に努めます。

本市において居宅介護事業所は4ヶ所あり、居宅介護、重度訪問介護及び行動援護においては、他のサービスに比べ十分に供給できる体制にあります。しかし、利用希望の方がいないとはいえ、重度障害者等包括支援の指定を受けている事業所がない状況にあります。今後、供給できるよう実施事業所の確保に努めます。

《居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援の見込量》

区分	21年度	22年度	23年度
見込量（時間／月）	500	549	597
実利用者数（人／月）	31	34	37



(2) 日中活動系サービス

ア 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）

生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	身体に障害を有する方が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練をするサービスです。
自立訓練（生活訓練）	知的障害又は精神障害を有する方が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力の向上のために必要な訓練をするサービスです。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をするサービスです。
就労継続支援（A型・B型）	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をするサービスです。

【現状と課題】

障害者自立支援法が施行され、支援費制度において各施設が日中に提供していた内容に近い生活介護、就労継続支援 B 型、また新体系サービスから新たに導入された自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型と障害者の日中における活動のサービスの種類が増加しました。

第 1 期計画時点において、新体系サービスに移行している事業者がほとんど無い状況であったため、数値目標は、厚生労働省作成のワークシートによって見込みました。

第 1 期計画の見込量と利用量を比較すると、生活介護においては、大きく開きがあります。これは各事業者の新体系移行時期が厚生労働省の予想より遅れていると判断できます。平成 20 年度において、身体障害者療護施設は、ほとんどが新体系に移行しましたが、知的障害者更生施設は、ほとんどが移行できていない状況にあります。

新体系サービスの移行に伴い新設された就労移行支援、就労継続支援 A 型等は、利用できる期間に定めがあり、利用者の確保に不安があることから事業者が極めて少ない状況にあり、今後の供給量に課題が残っています。

就労継続支援 B 型に関しては、事業者によって多様な日中の活動を提供しており今後も増加すると予想されます。近隣市においても通所のサービスとして定着してきています。残念ながら当市においてはまだ提供している事業者はおりませんが、近隣市の事業者を利用する在宅の障害者も増えております。

《生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援の実績》

サービス名	区分	18年度	19年度	20年度	23年度
生活介護	見込量 (人日/月)	242	594	770	902
	利用量 (人日/月)	84.6	104.1	388.6	
	対前年比 (%)		123.0	373.3	
	実利用者数 (人/月)	3.4	5.3	19.5	
自立訓練 (機能訓練)	見込量 (人日/月)	0	22	22	22
	利用量 (人日/月)	19	15.6	18.6	
	対前年比 (%)		82.1	119.2	
	実利用者数 (人/月)	1	0.9	1	
自立訓練 (生活訓練)	見込量 (人日/月)	44	88	110	176
	利用量 (人日/月)	16.6	10.8	0.8	
	対前年比 (%)		65.1	7.4	
	実利用者数 (人/月)	1	0.7	0.4	

サービス名	区分	18年度	19年度	20年度	23年度
就労移行支援	見込量 (人日/月)	66	132	154	132
	利用量 (人日/月)	19.8	62.58	46.6	
	対前年比 (%)		316.0	74.5	
	実利用者数 (人/月)	1	3.1	1.9	
就労継続支援 (A型)	見込量 (人日/月)	0	0	44	44
	利用量 (人日/月)	21.2	29.1	24.4	
	対前年比 (%)		137.3	83.8	
	実利用者数 (人/月)	1	1.4	1.1	
就労継続支援 (B型)	見込量 (人日/月)	66	132	220	462
	利用量 (人日/月)	62.2	63	96.4	
	対前年比 (%)		101.3	153.0	
	実利用者数 (人/月)	3	3	4.8	

※ 「人日/月」は一月分の延べ利用者数を表します。

【各年度の見込量とその方策】

日中活動系サービスについては、施設の新体系への移行時期により利用量が大きく変化します。旧法施設が全て新体系に移行する第1期計画時期に見込んだ平成23年度の目標値に近づくことを踏まえ、第1期計画の目標値を踏襲する形で設定しました。今後、平成23年度末までに徐々に移行されていくと思われます。

自立訓練（生活訓練）に関しては、今後入院中の精神障害者の地域生活への移行

に伴い利用が増えることが予想されます。県内の事業所との連携を強化し、利用の促進を図ります。

また、在宅で生活する方で生活介護および自立訓練の支給決定を受けていても事業所がなくサービスを受けられない方に通所介護のサービスを提供する基準該当事業所の周知、啓発を行い、利用の促進を図ります。

《生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援の見込》

サービス名	区分	21年度	22年度	23年度
生活介護	見込量 (人日/月)	690	734	902
	実利用者数 (人/月)	30	33	41
自立訓練 (機能訓練)	見込量 (人日/月)	22	22	22
	実利用者数 (人/月)	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	見込量 (人日/月)	66	110	176
	実利用者数 (人/月)	3	5	8
就労移行支援	見込量 (人日/月)	44	66	132
	実利用者数 (人/月)	2	4	6
就労継続支援 (A型)	見込量 (人日/月)	44	44	66
	実利用者数 (人/月)	2	2	3

サービス名	区分	21年度	22年度	23年度
就労継続支援 (B型)	見込量 (人日/月)	176	330	462
	実利用者数 (人/月)	8	15	21

※ 「人日/月」は一月分の延べ利用者数を表します。

イ 療養介護

療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をするサービスです。
-------------	--

現在、利用者は1名であり、圏域においても利用者は他にいません。提供できる事業所も独立行政法人国立病院以外ありません。今後は重症心身障害児施設が新体系サービス移行に伴い利用者が増えることも予想できます。

《療養介護の実績》

区分	18年度	19年度	20年度	23年度
見込量 (人/月)	1	1	1	1
実利用者数 (人/月)	1	1	1	
対前年比 (%)		100.0	100.0	

《療養介護の見込》

区分	21年度	22年度	23年度
見込量 (人日/月)	31	31	62
実利用者数 (人/月)	1	1	2

ウ 児童デイサービス

児童デイサービス	障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを受けるサービスです。
-----------------	--

【現状と課題】

北茨城市において児童デイサービスを利用されている方は、平成18年度から全くありませんでした。第1期計画時点では近隣市の事業所を利用する方を見込みましたが、利用がありませんでした。これは市内において事業所がないことが大きな要因であると考えられます。日中一時支援事業を市内で利用できることもあり、今後も市内に事業者が参入しない限り利用の増加は見込めない状況です。

《児童デイサービスの実績》

区分	18年度	19年度	20年度	23年度
見込量（人／月）	1	10	12	18
実利用者数 （人／月）	0	0	0	
対前年比（％）		—	—	

【各年度の見込量との方策】

サービス内容を考慮すると就学前の児童にとっては、必要なサービスと思われるので、今後もサービスが提供できるような体制の整備に努めます。

《児童デイサービスの見込》

区分	21年度	22年度	23年度
見込量（人日／月）	0	6	18
実利用者数（人／月）	0	1	3

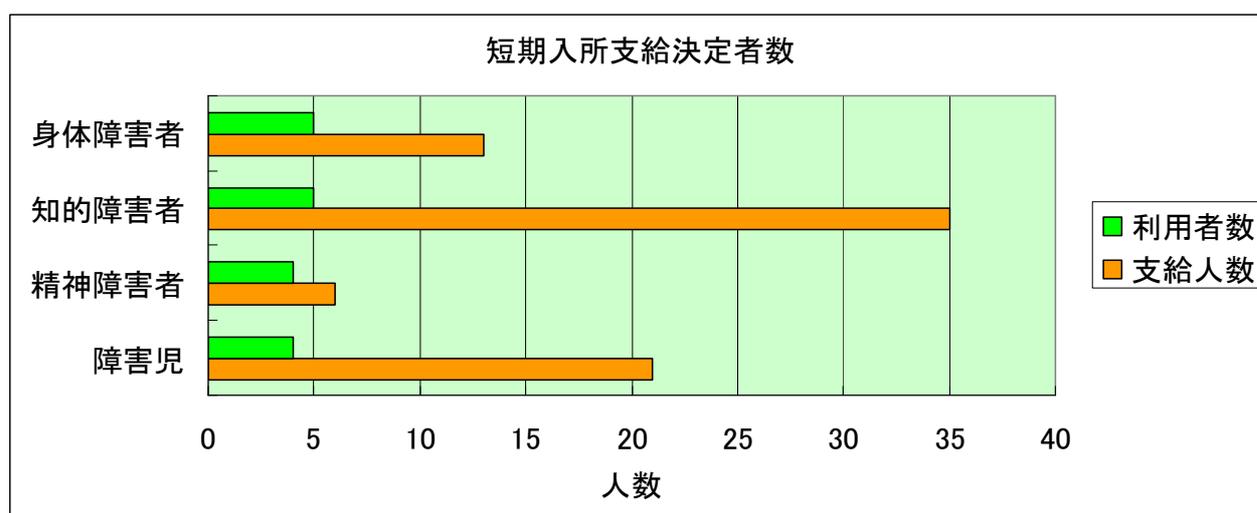
エ 短期入所

短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所するサービスです。
-------------	-------------------------------------

【現状と課題】

短期入所は、介護者等の肉体的・精神的な負担軽減を図るとし、また将来的に施設入所を利用希望の方にとっては施設での生活に慣れる重要なサービスです。

訪問系サービスと同様、支給決定を受けながら利用していない方その他潜在的なサービス利用希望者に対し、利用するにあたっての問題点を整理し、サービスの利用につなげられるよう努めていきます。



《短期入所の実績》

区分	18年度	19年度	20年度	23年度
見込量（人／月）	97	116	145	240
利用量（人日／月）	43.4	55.1	83.8	
対前年比（％）		126.9	152.1	
実利用者数 （人／月）	3.8	6.1	7.9	

【各年度の見込量とその方策】

サービスの利用量は、障害をもつ方や介護者のニーズに応じた支給量の確保に努めます。

また、施設又は病院から地域生活への移行を進めることに伴い利用者の増加が予想されますので、今後も周知、啓発等に努め、利用の促進を図ります。

《短期入所の見込》

区分	21年度	22年度	23年度
見込量（人日／月）	109	141	182
実利用者数（人／月）	10	13	17



(4) 居住系サービス

共同生活援助	共同生活援助とは、地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をするサービスです。
共同生活介護	共同生活場所で入浴や排せつ、食事の介護などが受けられるサービスのです。
施設入所支援	施設入所支援とは、施設に入所する人に入浴や排せつ、食事の介護などをするサービスです。

【現状と課題】

国の基本指針によると「現時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行すること」とするとともに、これにあわせて「平成23年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者から7%以上削減すること」を目標としており、当市もそれに即した目標値を設定しました。その目標値を達成するにあたって重要なサービスが、共同生活援助及び共同生活介護といえます。

共同生活援助及び共同生活介護に関しては、ほとんど第1期計画の見込量どおりの利用量となっています。

しかし、施設入所支援に関しては、旧法施設の新体系の移行が遅れている状況から、見込量ほど利用量がありませんでした。

このことから共同生活援助及び共同生活介護の利用が大きく伸びない要因と思われます。

また、在宅で暮らす障害者にとっては、介護者の高齢化に伴い、家族の支援が難しくなれば利用を希望される方が増えてくると思われ、それぞれのサービス量が増えてくると思われます。

《共同生活援助・共同生活介護・施設入所支援の実績》

サービス名	区分	18年度	19年度	20年度	23年度
共同生活援助 共同生活介護	見込量 (人/月)	5	6	8	15
	利用量 (人/月)	7.2	7.6	7.9	
	対前年比 (%)		105.6	103.9	
施設入所支援	見込量 (人/月)	10	25	32	40
	利用量 (人/月)	5.2	7.6	21.4	
	対前年比 (%)		146.2	281.6	

【各年度の見込量とその方策】

平成23年度の見込量は第1期計画時の目標値を踏襲し、段階的に伸びるよう設定します。

北茨城市においては、平成20年度に共同生活援助の事業所ができましたが、圏域内でも共同生活援助または共同生活介護の事業所数は非常に少ない状況にあります。

今後は施設または病院から地域生活の移行を希望する方に対し、障害の程度、利用者のニーズを踏まえ事業者と連携を取りながら必要な支援を行い、共同生活援助・共同生活介護の普及促進に向けた支援を図ります。

《共同生活援助・共同生活介護・施設入所支援の見込》

サービス名	区分	21年度	22年度	23年度
共同生活援助 共同生活介護	見込量 (人/月)	11	13	15
施設入所支援	見込量 (人/月)	30	35	40

(5) 相談支援

サービス利用計画作成	障害福祉サービスの支給決定を受けたが、自らサービス利用の調整が困難な方に対し、サービスを適切に利用できるようサービス利用計画作成し、サービス利用の調整を行うサービスです。
-------------------	---

相談支援を行うに当たっては、一人ひとりのニーズを把握し、その利用者に適した支援が受けられるようコーディネートすることが必要です。

北茨城市では、障害者自立支援法施行前から、障害者に限らず高齢者も含めフォーマルなサービスは基よりインフォーマルなサービスを組み合わせて提供する仕組みとして「地域ケアシステム」が既存のシステムとしてあるため、対象者を限定しているサービス利用計画作成の利用は全くありません。今後は、地域ケアシステムの事業との兼ね合いからも急激に利用が伸びることは予想できませんが、今後障害者自立支援法の改正等により状況が変われば、このサービスの周知啓発に努め、利用の促進を図ります。

《サービス利用計画作成の見込》

区分	21年度	22年度	23年度
見込量（人／月）	0	1	2

2 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害をもつ方がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することが目的とされています。

北茨城市では、法律上実施しなければならない必須事業はもちろんのこと、地域での生活を営むために必要な事業として柔軟な形態により実施しております。なお、本計画策定後においても、必要と認められれば課題に対応した事業を実施することも検討していきます。

現時点で行っている事業ごとに指定障害福祉サービスと同様、各年度における必要な見込量を設定します。



(1) 相談支援事業（必須事業）

障害者相談支援事業	障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の権利擁護のために必要な援助を行います。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置します。
市町村相談支援機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置するものです。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。

【実施に関する考え方及び量の見込】

現在、障害者相談支援事業は、市が直営でおこなっていますが、精神障害の特性を考慮し、精神保健福祉士を配置している指定相談支援事業者と委託し、相談支援の強化を図っております。

精神保健福祉士を配置した相談支援事業所については、今後も周知、啓発に努め、利用の促進を図ります。

相談を受けた内容について、必要があれば地域ケアシステムまたは地域自立支援協議会を活用し、障害福祉サービスの利用その他の必要な支援を図ります。

また、障害者の権利擁護を図る目的から平成21年より成年後見制度利用支援事業を始め、成年後見制度の利用の促進を図っていきます。

《相談支援事業の実施箇所見込数》

サービス名	21年度	22年度	23年度
障害者相談支援事業	2	2	2
地域自立支援協議会	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	1	1	1



(2) コミュニケーション支援事業（必須事業）

コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳等の方法により、障害のある方とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。
----------------------	---

【実施に関する考え方及び量の見込】

平成18年度までは、茨城県の事業として行われており、本市においてはほとんど利用実績がありませんでした。

市の事業となった平成18年度と比較すると利用量は増加傾向にありますが、まだまだ利用人数は少ない状況にあります。これは手話を理解する必要があることが要因と思われませんが、事業の周知、啓発等に努め、利用の促進を図ります。

《コミュニケーション支援事業の実利用者見込み数》

区分	21年度	22年度	23年度
実利用者数	2	3	4

(3) 日常生活用具給付事業（必須事業）

日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障害のある方に厚生労働省が定める告示の要件を満たす6種の用具を給付または貸与します。
--------------------	--

【実施に関する考え方及び量の見込】

北茨城市においては、利用者負担額の激変緩和の観点から、利用者負担額の軽減を図ってきました。今後も障害のある方のニーズに応える形で日常の生活を支援していきます。

《日常生活用具給付の実績》

用具	区分	18年度	19年度	20年度	23年度
介護訓練 支援用具	見込量 (件数)	3	4	4	5
	利用量 (件数)	4	2	3	
	対前年比(%)		50.0	150.0	
自立生活 支援用具	見込量 (件数)	6	6	7	9
	利用量 (件数)	2	1	4	
	対前年比(%)		50.0	400.0	
在宅療養等 支援用具	見込量 (件数)	8	8	9	12
	利用量 (件数)	5	7	7	
	対前年比(%)		140.0	100.0	

用具	区分	18年度	19年度	20年度	23年度
情報・意思疎通 支援用具	見込量 (件数)	4	5	5	7
	利用量 (件数)	4	5	5	
	対前年比 (%)		125.0	100.0	
排泄管理 支援用具	見込量 (件数)	488	536	589	783
	利用量 (件数)	458	627	641	
	対前年比 (%)		136.9	102.2	
居宅生活動作 補助用具	見込量 (件数)	1	1	1	2
	利用量 (件数)	1	2	2	
	対前年比 (%)		200.0	100.0	

《日常生活用具給付の見込》

サービス名	区分	21年度	22年度	23年度
介護訓練 支援用具	見込量 (件数)	4	4	5
自立生活 支援用具	見込量 (件数)	4	4	5
在宅療養等 支援用具	見込量 (件数)	7	8	9
情報・意思疎通支 援用具	見込量 (件数)	5	6	7
排泄管理 支援用具	見込量 (件数)	653	666	680
居宅生活動作 補助用具	見込量 (件数)	2	2	3

(参考)

日常生活用具の種目、用途及び形状（平成 18 年厚生労働省告示第 529 号）

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(4) 移動支援事業（必須事業）

移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立支援及び社会参加を促します。
---------------	--

【実施に関する考え方及び量の見込】

平成18年10月より市の事業として行っており、利用量も増加傾向にあります。利用者が、市内の障害者自立支援法における指定居宅介護事業者を選択し、利用できるよう体制を整備しました。今後も事業の周知、啓発等を行い利用の促進を図ります。

《移動支援事業の実績》

区分	18年度	19年度	20年度	23年度
見込量（時間）	151	332	365	486
利用量（時間）	188	579.5	410.5	
対前年比（%）		308.2	70.8	
実利用者数（人）	10	13	10	

《移動支援事業の見込》

区分	21年度	22年度	23年度
見込量（人／月）	451.5	534	616
実利用者数（人／月）	11	13	15
実施見込箇所数	3	3	3

(5) 地域活動支援センター（必須事業）

地域活動支援センター	障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。
-------------------	---

【実施に関する考え方及び量の見込】

地域活動支援センターは、事業の形態により3種類に区分されております。北茨城市においては、Ⅱ型に該当する心身障害者福祉センターの運営をはじめ、Ⅰ型及びⅢ型の各事業所と委託しております。

心身障害者福祉センターの利用は定員に近い利用となっておりますが、Ⅰ型及びⅢ型の事業所は、市外にあることもあって利用者数が少ない状況にありました。しかし、交通費の助成事業を行うことによって、利用者も増加傾向にあります。今後も利用の促進を図っていきます。

《地域活動支援センターの実施箇所見込数》

サービス名	21年度	22年度	23年度
地域活動支援センターⅠ型	1	1	1
地域活動支援センターⅡ型	2	2	2
地域活動支援センターⅢ型	1	1	1

(参考)

地域活動支援センターⅠ型	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する施設です。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施する施設です。
地域活動支援センターⅢ型	地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている施設です。

(6) 訪問入浴サービス事業（任意事業）

訪問入浴サービス事業	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
-------------------	---

【実施に関する考え方及び量の見込】

居宅において入浴が困難な場合に利用するサービスのため、利用人数はほとんどありませんが、今後も居宅では入浴が困難と認められる等事業の必要性があればサービスの提供を支援します。

《訪問入浴の実績》

区分	18年度	19年度	20年度	23年度
見込量（人）	3	4	4	6
利用量（人）	3	4	4	
対前年比（%）		133.3	100.0	

《訪問入浴の見込量》

区分	21年度	22年度	23年度
実利用者数（人）	4	5	6

(7) 日中一時支援事業（任意事業）

日中一時支援事業	障害のある方の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び一時的な休息を目的として支援を行います。
-----------------	---

【実施に関する考え方及び量の見込】

事業の実施当初は、短期入所事業所のみ選択可能となっておりますが、市内での利用ができないことが問題点としてあげられていました。平成20年度より事業の見直しを図り市内事業所でもサービスが提供できるようになりました。今後も実施箇所を増やす等、事業者の拡大に努めます。

《日中一時支援の実績》

区分	18年度	19年度	20年度	23年度
見込量（日）	80	170	187	249
利用量（日）	100	243	410.5	
対前年比（%）		243.0	168.9	
実利用者数（人）	20	13	15	

《日中一時支援の見込》

区分	21年度	22年度	23年度
見込量（人／月）	491	573	655
実利用者数（人／月）	18	21	24
実施見込箇所数	9	9	10

(8) その他の事業（任意事業）

<p>更生訓練費給付事業</p>	<p>施設に入所しながら就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者等に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。</p>
<p>知的障害者職親委託制度</p>	<p>知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことにより就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図ります。</p>
<p>生活支援事業</p>	<p>障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰の促進を図ります。</p>
<p>自動車運転免許取得 ・改造助成事業</p>	<p>身体障害者が就労のために必要な自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。</p>
<p>重度障害者通院等交通費助成</p>	<p>重度の障害者が通院又は社会生活上必要不可欠な外出若しくは余暇活動等社会参加のための移動に要するタクシーの費用を助成することにより、重度の障害者の地域での自立生活及び社会参加の促進を図ります。</p>
<p>地域活動支援センター通所に係る交通費助成</p>	<p>在宅の精神障害者に対し、市の委託する地域活動支援センターに通所するために要する交通費を助成することにより、経済的な負担を軽減し、社会復帰及び社会参加の促進を図ります。</p>

【実施に関する考え方】

更生訓練費給付事業については、障害者自立支援法の施行前から行っており、今後も障害者の社会復帰の促進を図っていきます。

知的障害者職親委託制度については、平成20年度より実施し、2人の利用がありました。この事業は、事業主の協力が必要となり、今後この事業の拡大を図っていくために市内の事業主にご理解を得るよう努めていきます。

生活支援事業については、社会福祉協議会に委託し行っています。本人活動支援として、仲間たちとの話し合いの場を提供し、ボランティア活動支援として、精神ボランティアの育成等の支援を行っています。

社会参加促進事業として、重度障害者通院等交通費助成及び地域活動支援センター通所に係る交通費助成を行っています。これらは経済的な負担を軽減することにより、社会参加の促進を図ることを目的として行っています。重度障害者通院等交通費助成は平成18年度111人、平成19年度119人、平成20年度95人（平成20年10月現在）の利用があります。また、地域活動支援センター通所に係る交通費助成は、平成19年度6人、平成20年度9人の利用があります。

また、これらの事業以外にも本計画期間内において必要と認められれば事業の実施を検討していきます。

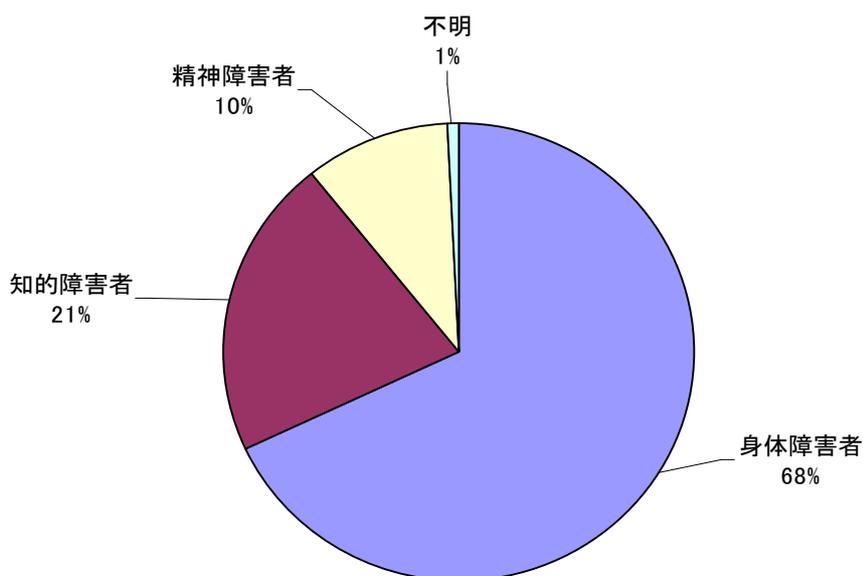


第6章 アンケート調査結果

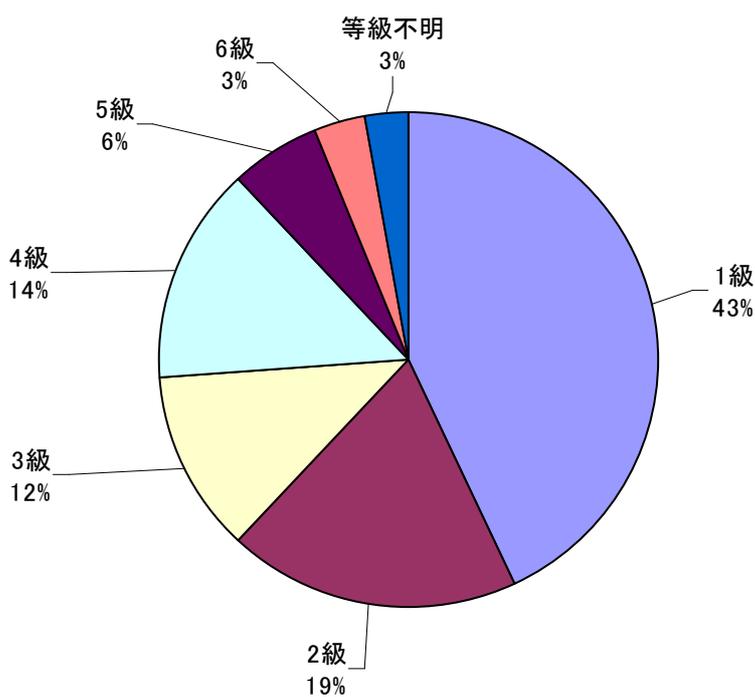
1 回答者の構成

平成20年10月において、身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳を持つ方の中から、無作為に約900人の方を抽出しアンケート調査を行いました。回収率は54.2%でした。

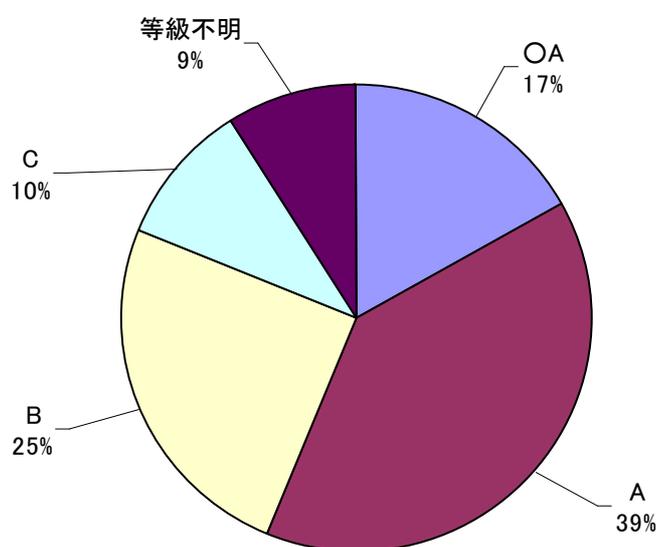
【障害別回収状況】



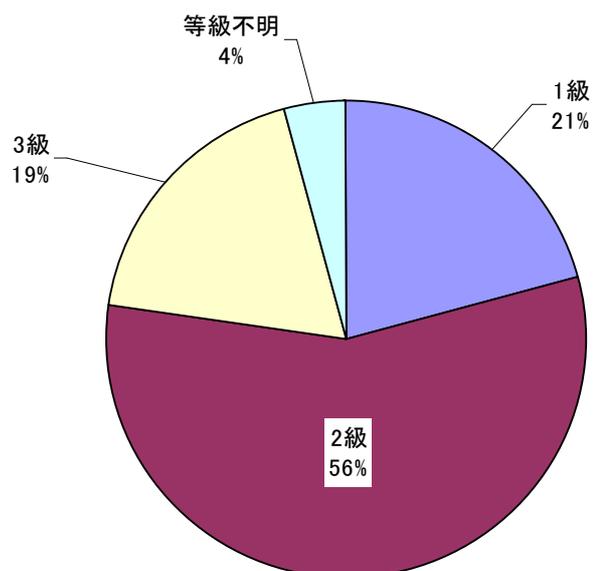
【等級別回収状況（身体）】



【等級別回收狀況（知的）】



【等級別回收狀況（精神）】

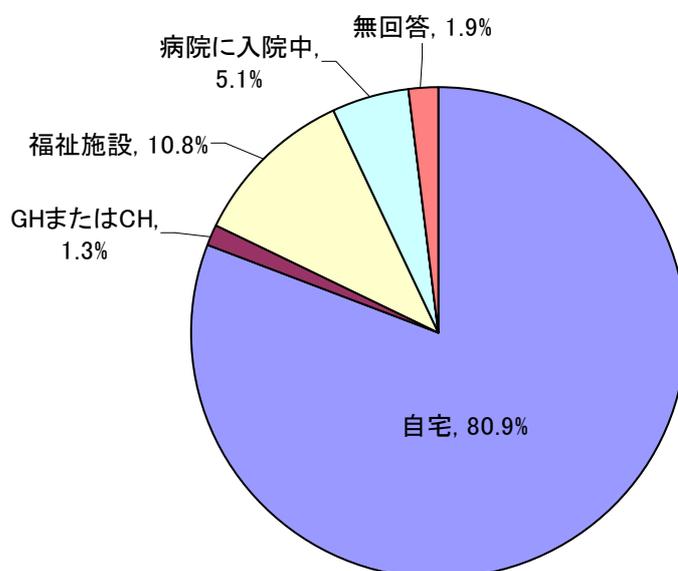


2 暮らしについて

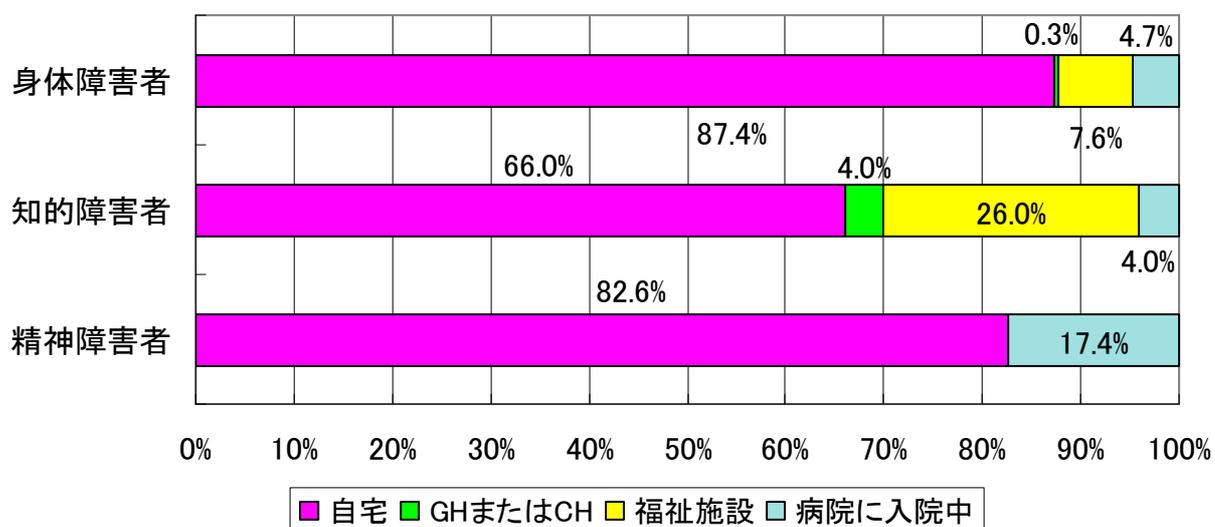
○ あなたはどこで生活していますか

現在の居住状況については、自宅で生活している方が多くなっております。身体障害、知的障害、精神障害のいずれにおいても同様の傾向にあります。福祉施設又は病院に入院中の方の割合は、「福祉施設」が10.8%、「病院に入院中」が5.1%となっており、「共同生活援助（GH）または共同生活介護（CH）」は1.3%となっています。

【全体】



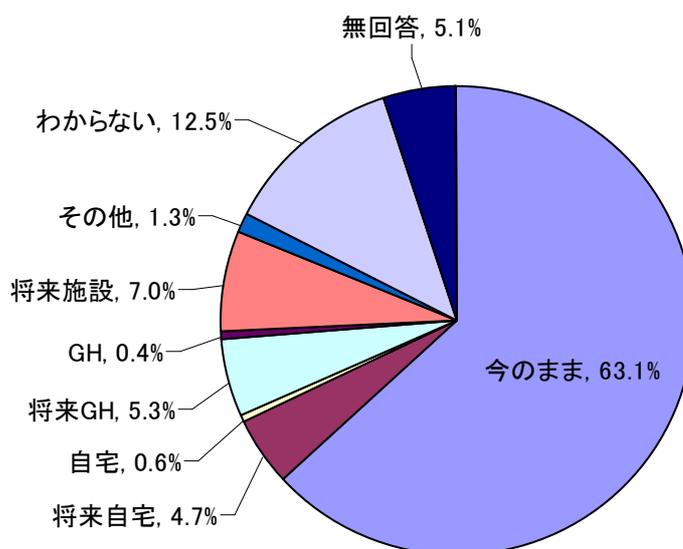
【障害別】



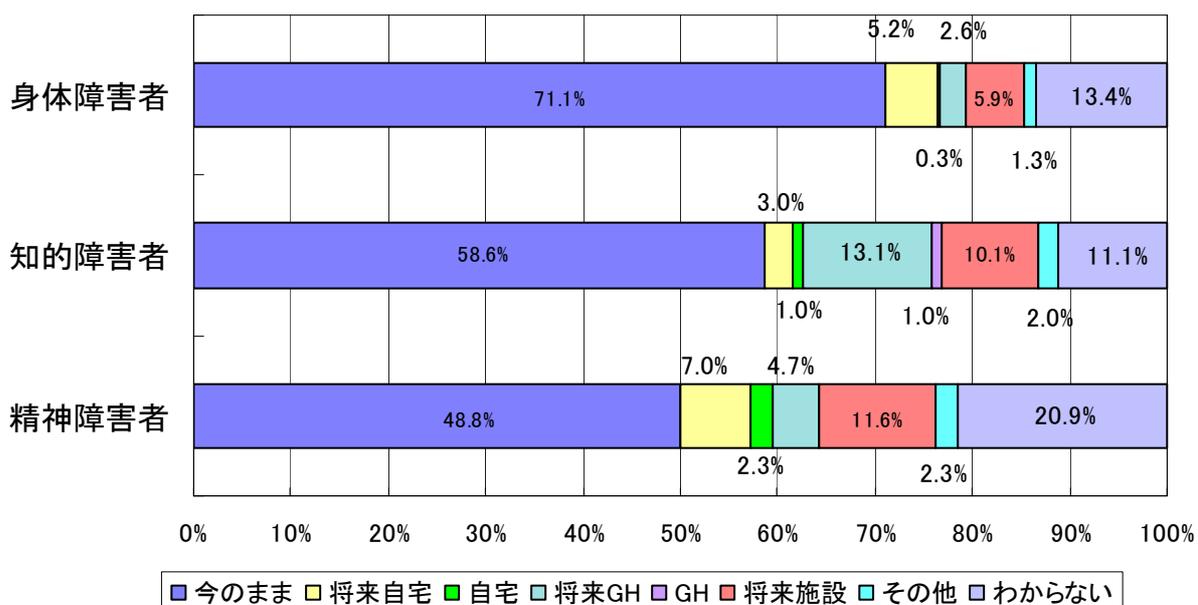
○ あなたは今後どこで生活したいか

今後どこで暮らしたいかについて、いずれの障害者においても「今のまま」という回答が多くなっております。また、知的障害者において「将来グループホーム（GH）、施設」を望む割合が他の障害者に比べると高くなっています。

【全体】



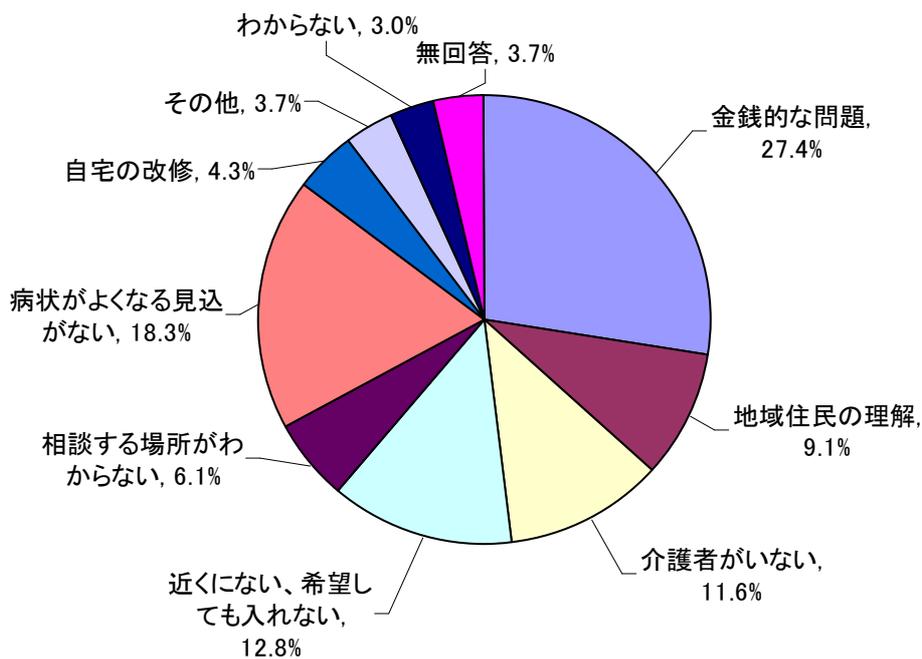
【障害別】



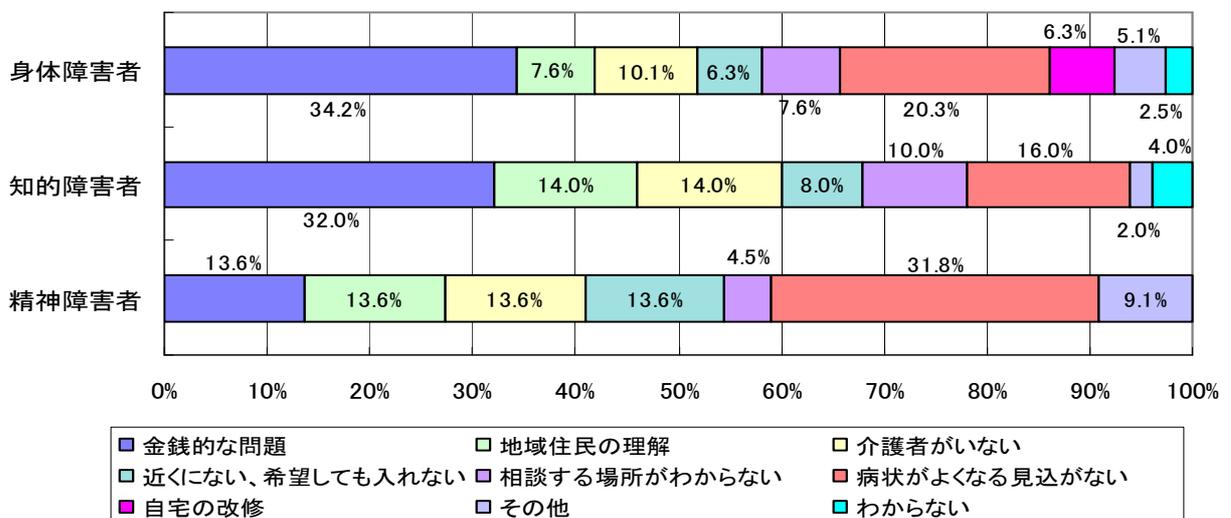
○ 望んだ暮らし方をするにあたっての問題点

今後望む暮らしの問題点については、身体障害者、知的障害者は「金銭的な問題」が34.2%、32.0%と最も多くなっております。精神障害者は、「病状が良くなる見込みがない」が31.8%と最も多くなっております。また、身体障害者で「自宅の改修」が問題となっている方が6.3%で他の障害者に比べると目立っております。

【全体】



【障害別】

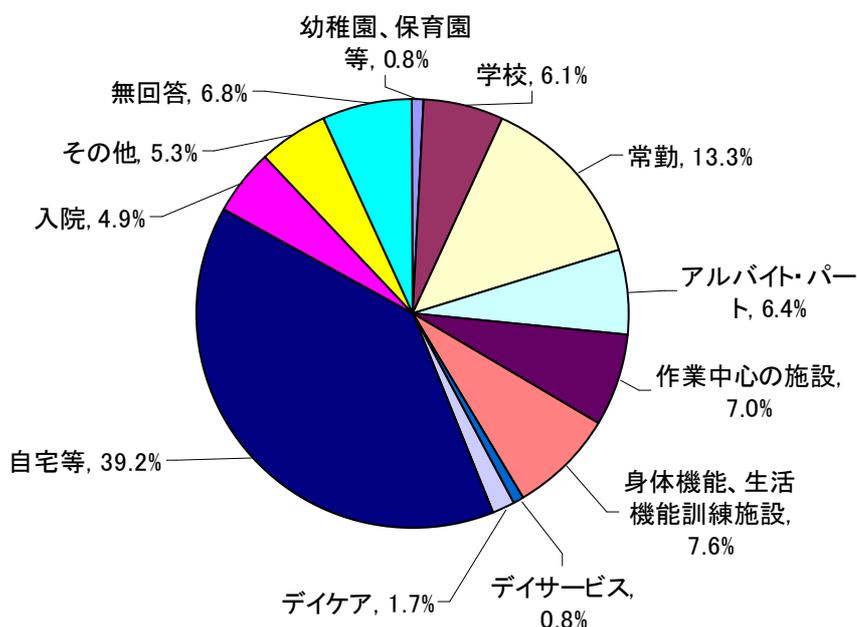


3 日中活動について

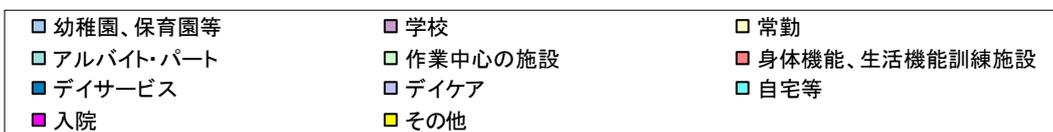
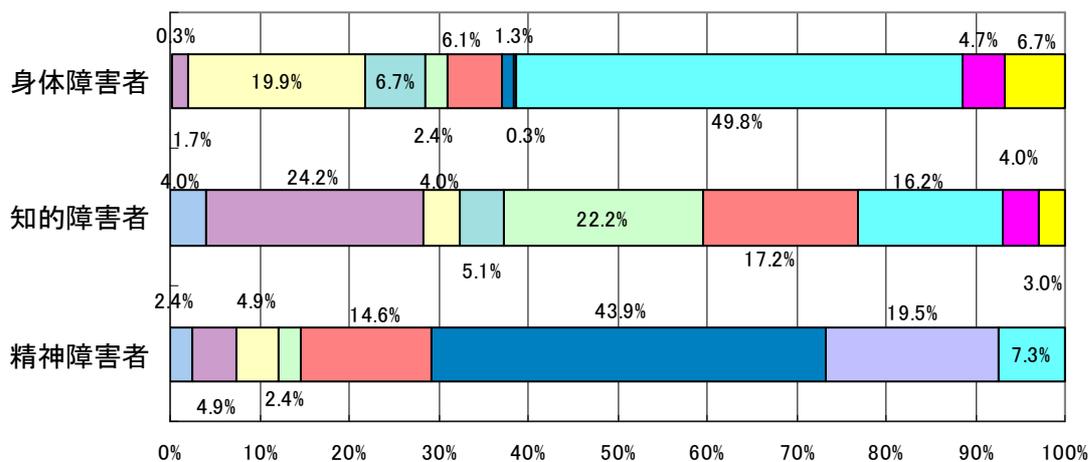
○ 日中はどこで過ごしていますか

日中の居場所について、「自宅等」で過ごしている方が 39.2%と一番多くなっています。障害別では、身体障害者が「自宅等」49.8%、知的障害者で「学校や施設」など自宅外が 46.4%、精神障害者で「デイサービス、デイケア」が 63.4%を占め多くなっております。身体障害者は常勤で働いている割合が他の障害者に比べると多くなっております。

【全体】



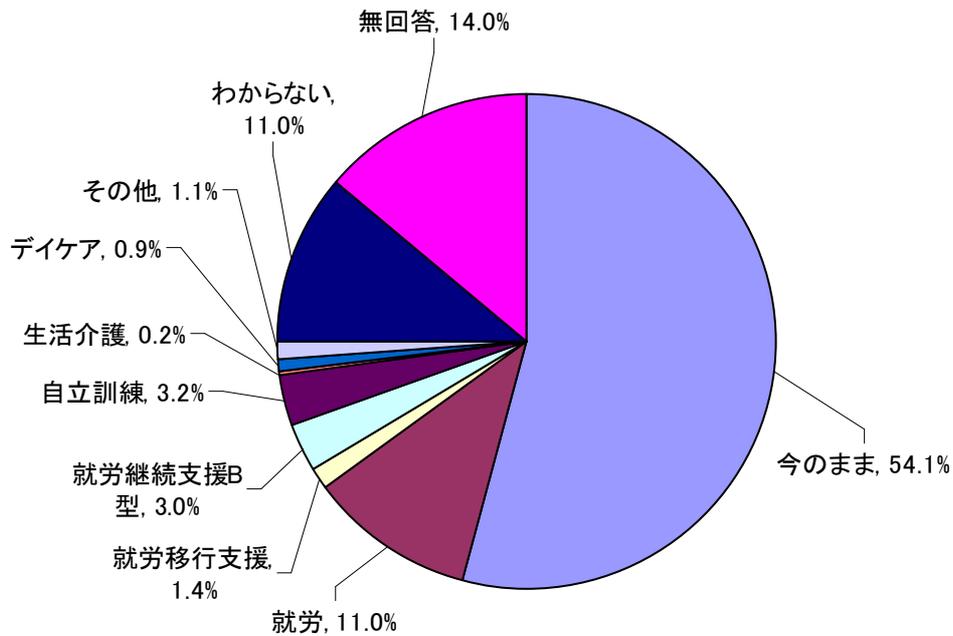
【障害別】



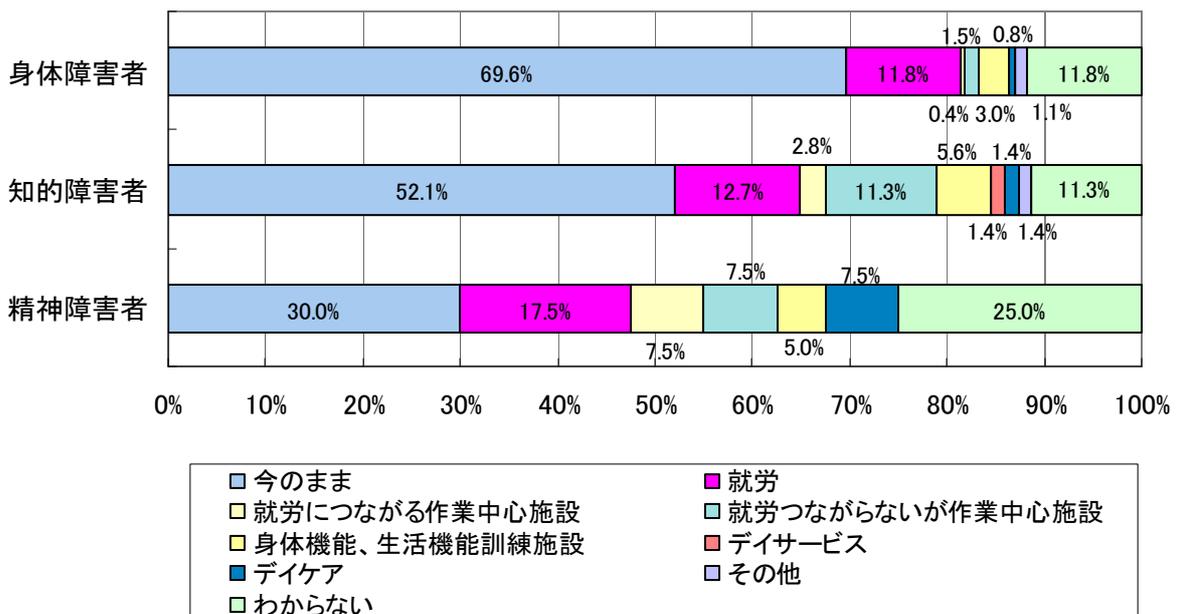
○ 今後は日中どこで過ごしたいですか

今後どのように暮らしたいかの間に対して、どの障害の方についても「今のままで良い」と答えた方が多くなっております。また、「就労や作業をして暮らしたい」と解答する方の割合も多くなっております。

【全体】



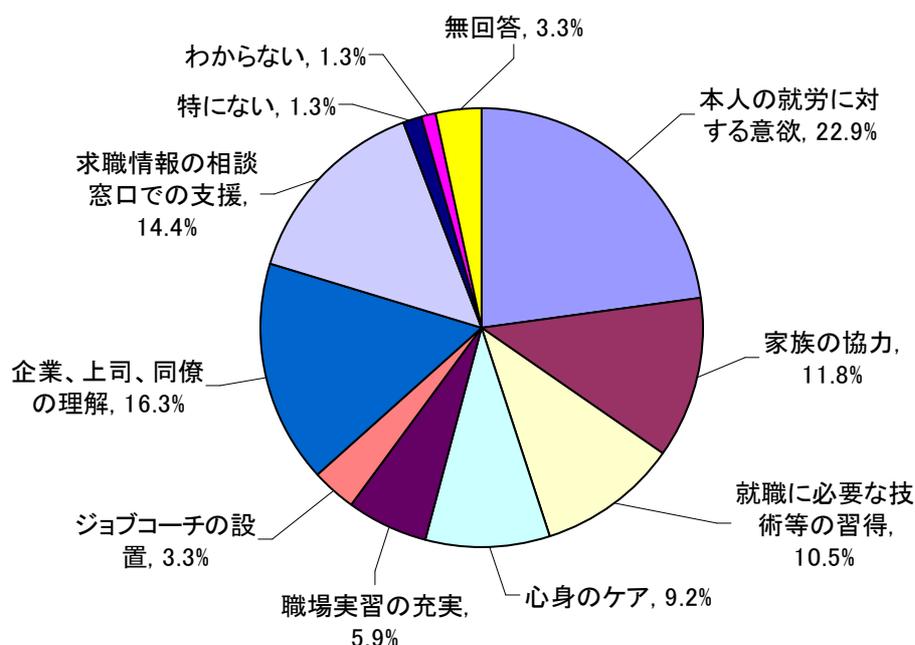
【障害別】



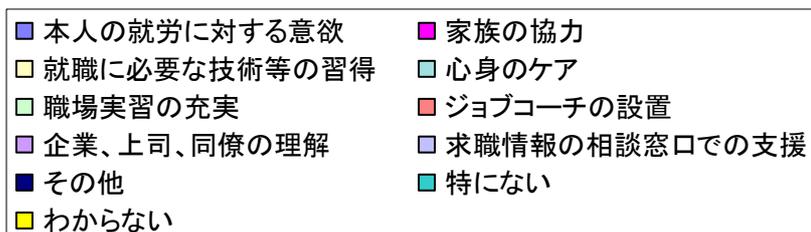
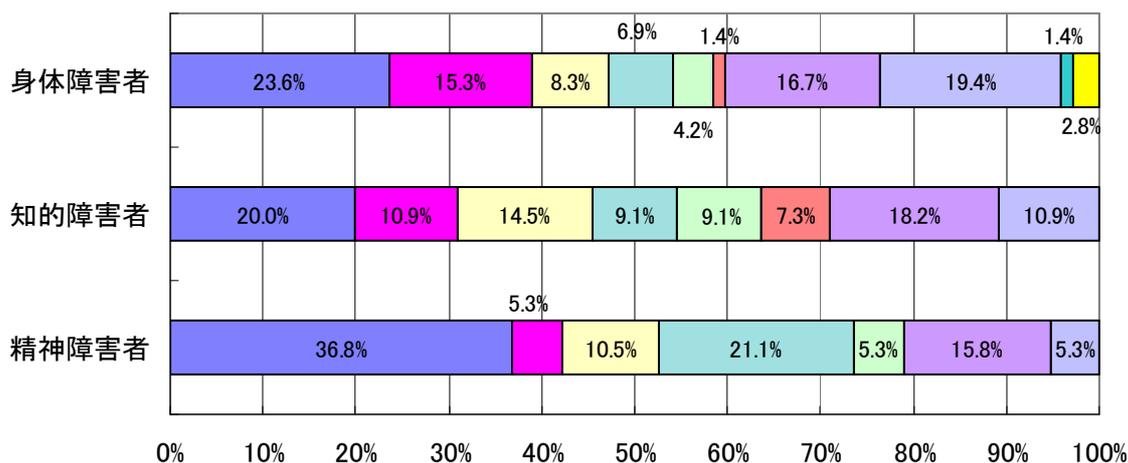
○ 就労するために重要なこと

就労するために重要なことはなんですかの問に対して、「本人の意欲」と回答した方が最も多くなっております。また、「家族の協力」、「受け手の理解」、「相談支援」などのニーズが多くなっております。

【全体】



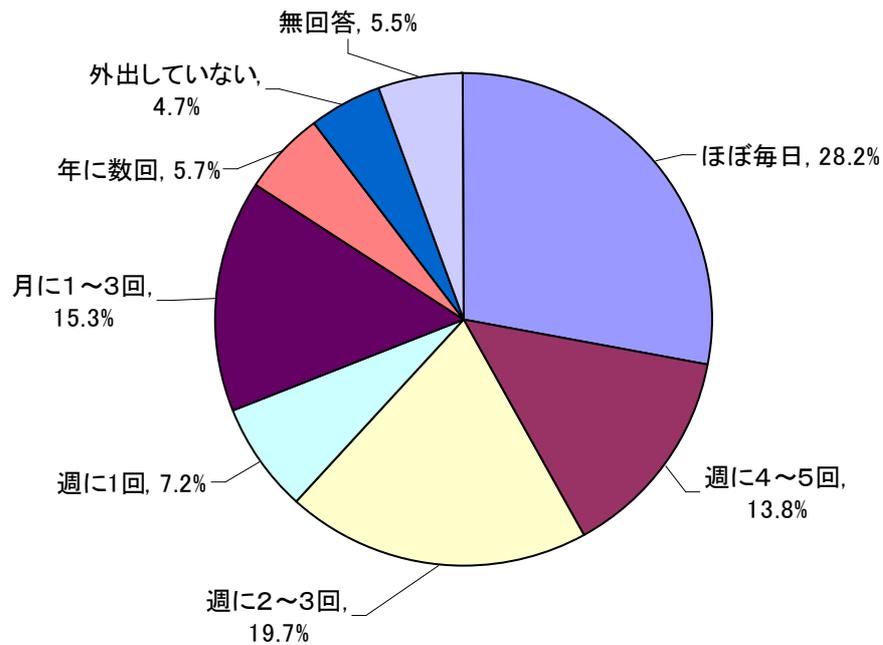
【障害別】



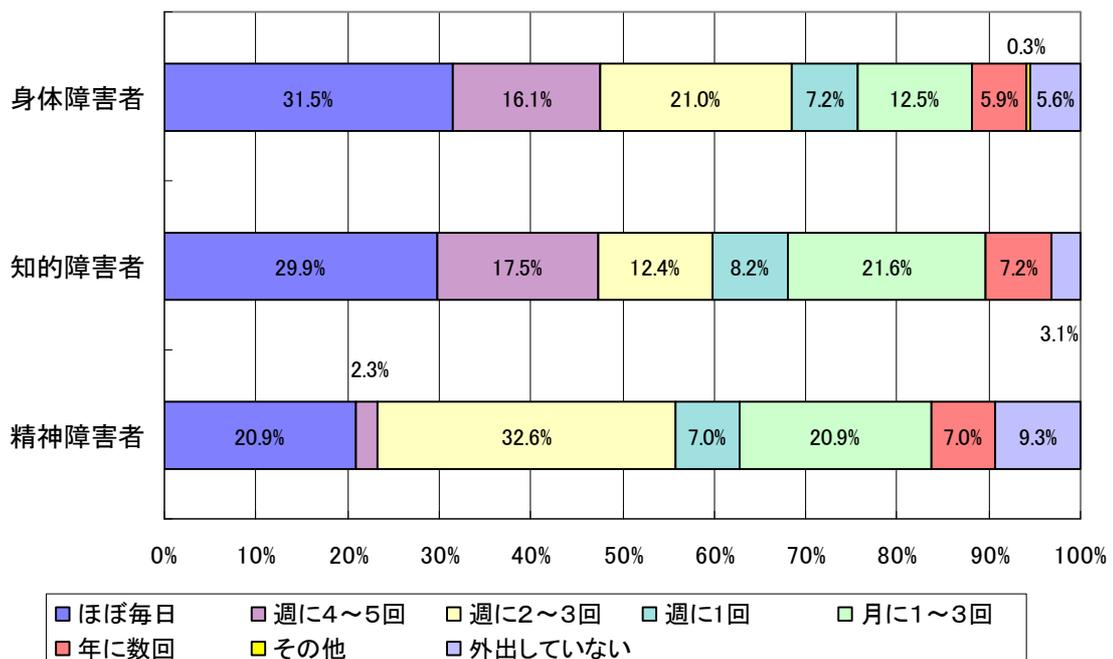
○ 外出の回数について

外出の回数についての問に対して、身体、知的障害者では、「ほぼ毎日」外出する方が最も多く、精神障害者では、「週に2，3回」が最も多い回答になっております。

【全体】



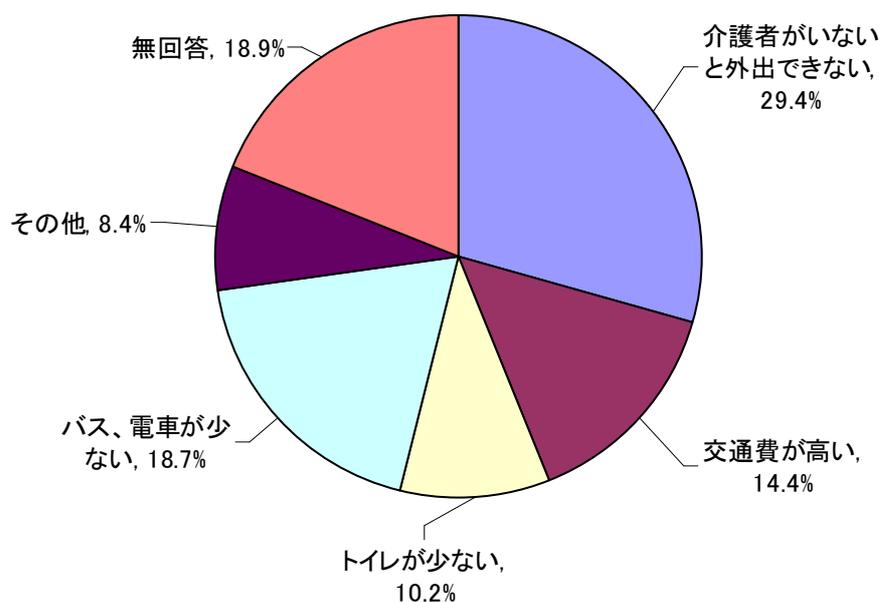
【障害別】



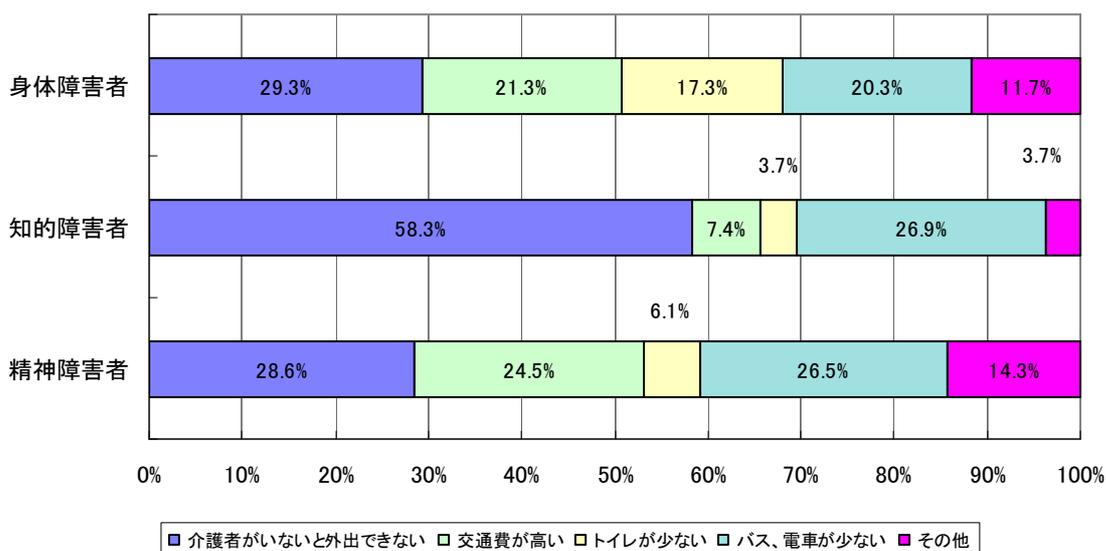
○ 外出時に困ること

外出時に困ることについて、身体障害者、精神障害者では 30%近く、知的障害者では 58.3%の方が「介護者がいないと外出できない状況にある」と回答しています。また、「バス、電車など交通機関が不便」と回答する方が次いで多くなっております。

【全体】



【障害別】



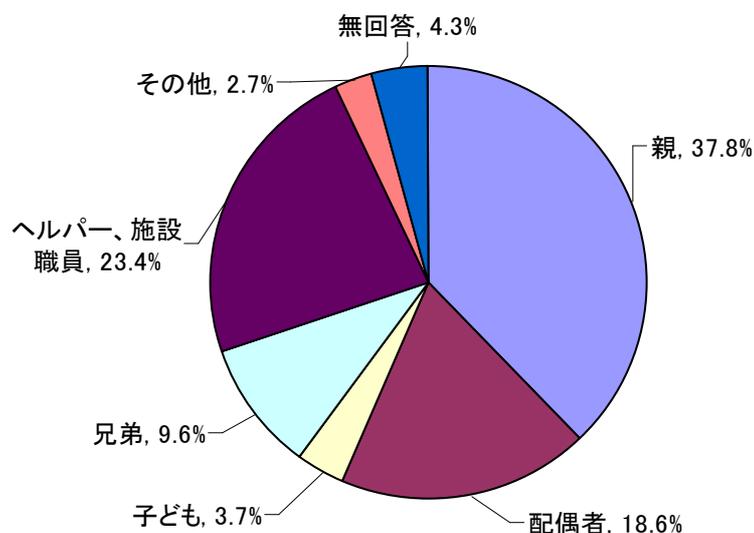
4 介護者について

○ 主に介護を誰がしていますか。

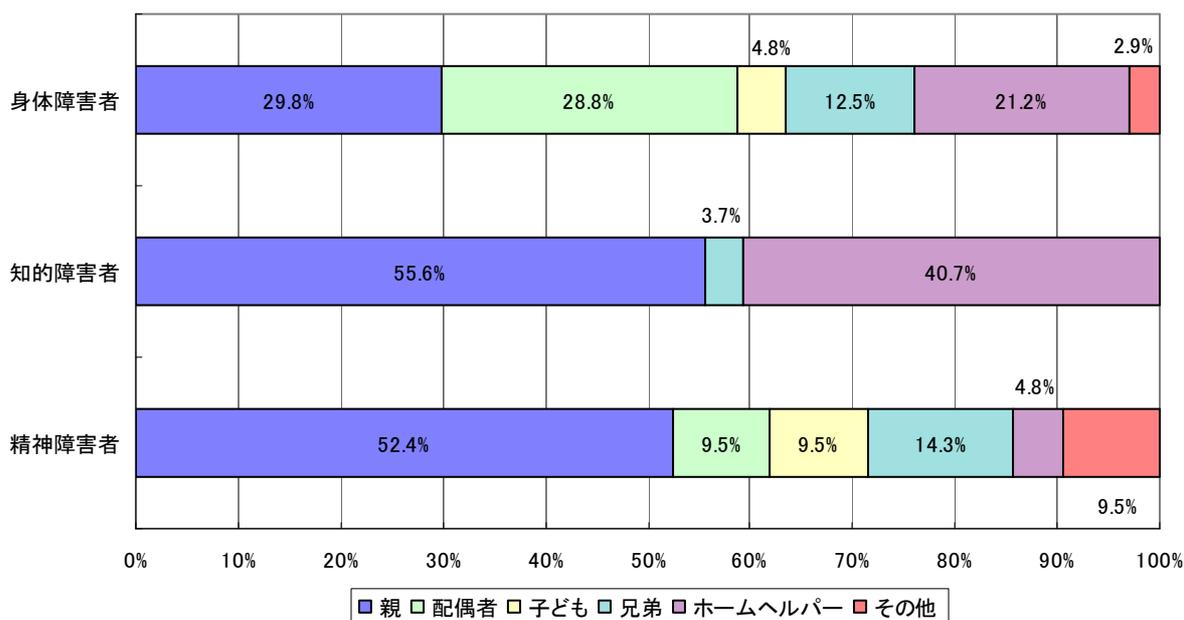
普段、介護を受けている方が全体の39.8%ありました。

主に介護している方はどなたですかの問に対して、知的、精神障害者は「親」が介護している方が半数以上になっております。身体障害者は、親が29.8%、配偶者が28.8%となっております。また、知的障害者における「ヘルパー等」が介護者となっている方が40.7%と他の障害に比べると非常に多くなっております。

【全体】



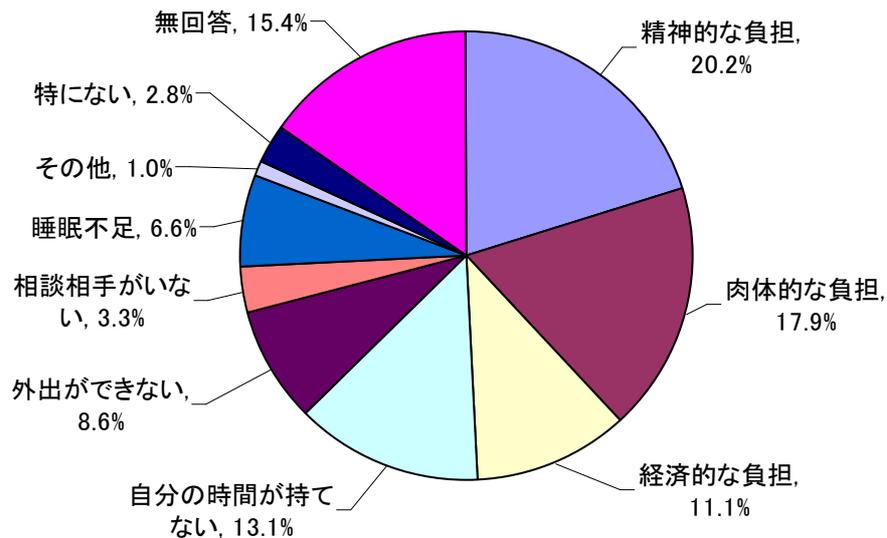
【障害別】



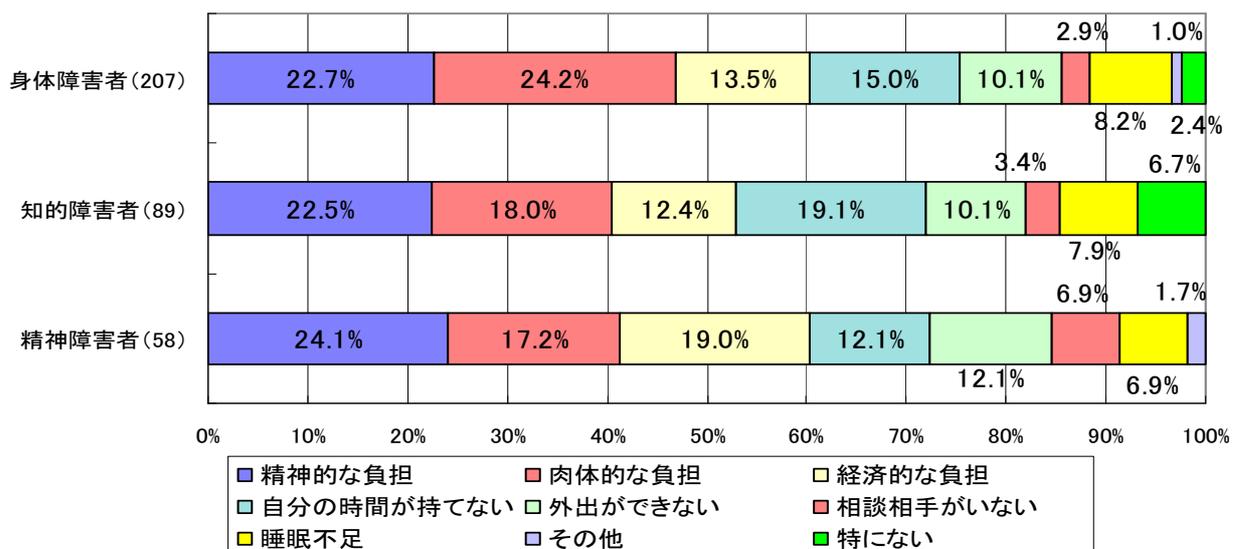
○ 介護するうえで困っていること。

介護するうえで困っている問について、「精神的な負担」が最も多く 20.2%、続いて「肉体的な負担」が 17.9%、「自分の時間が持てない」が 13.1%と続いています。障害別でも割合はあまり変わりありません。

【全体】



【障害別】

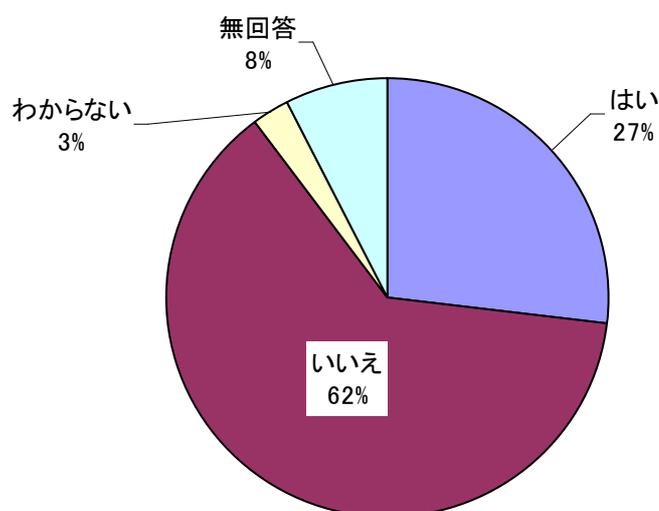


5 サービスの利用について

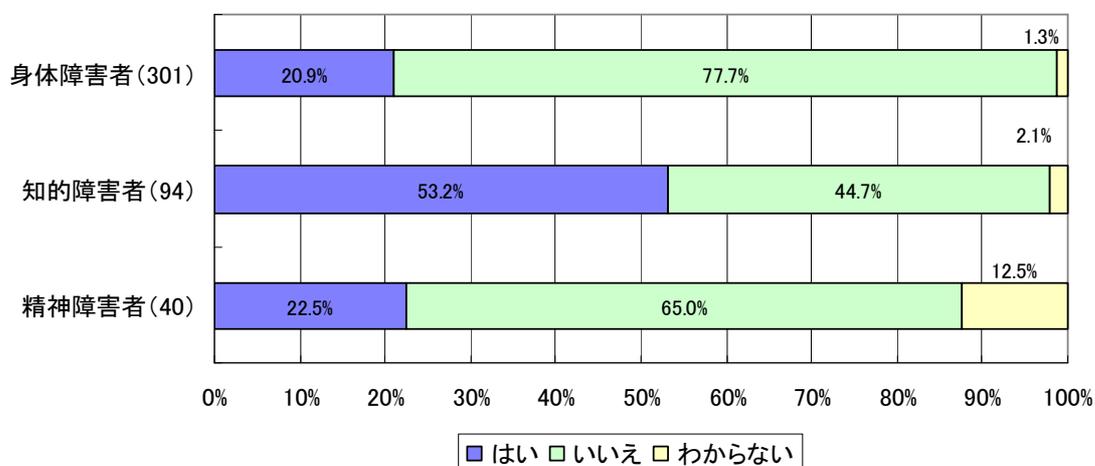
○ 障害福祉サービスを利用していますか

障害福祉サービスの利用については、「利用していない」が62%となっており、障害別でみると、身体障害者が77.7%、精神障害者が65%と利用していない方が多くなっています。

【全体】



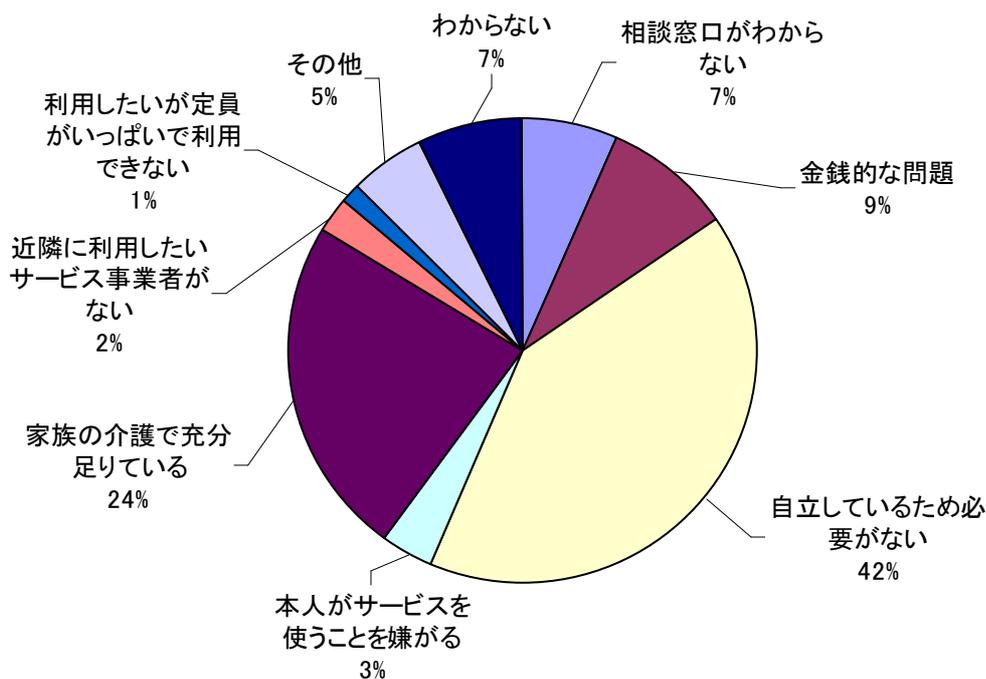
【障害別】



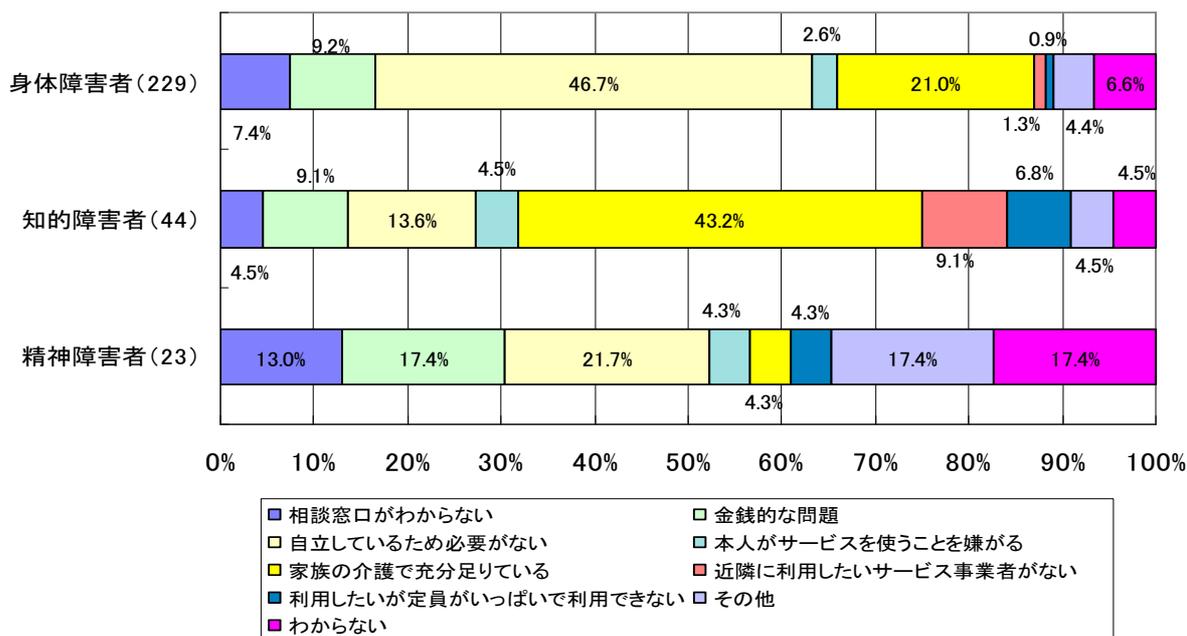
○ 利用していない理由について

障害福祉サービスを利用していない理由についてですが、「自立しているため必要ない」が42%と一番多く、次いで「家族の介護で充分足りている」が24%となっています。障害別では、身体障害者は「自立しているため必要ない」が一番多く、知的障害者は「家族の介護で充分足りている」が一番多くなっています。

【全体】



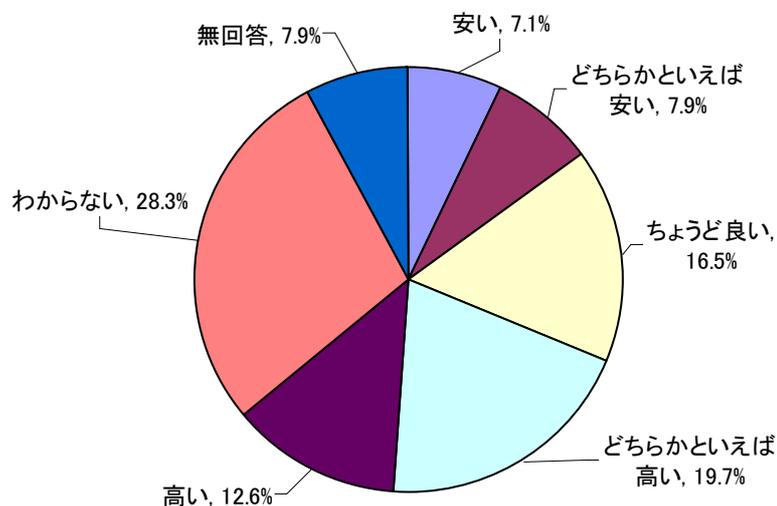
【障害別】



○ 利用者負担について

実際に利用している方にお伺いした利用者負担額について、「安い」と感じている方より、「高い」と感じている方のほうが多くなっています。

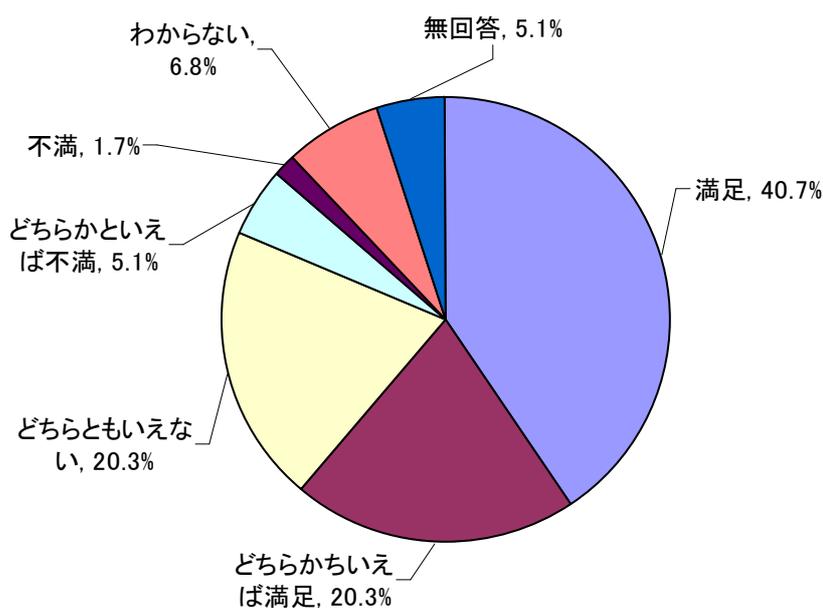
【全体】



○ 居宅介護のサービスについて満足しましたか

身体介護、家事援助、通院等介助のサービスを利用したことがある方にお聞きしました。全体的に「満足」している方が「不満」がある方より多くなっています。

【全体】

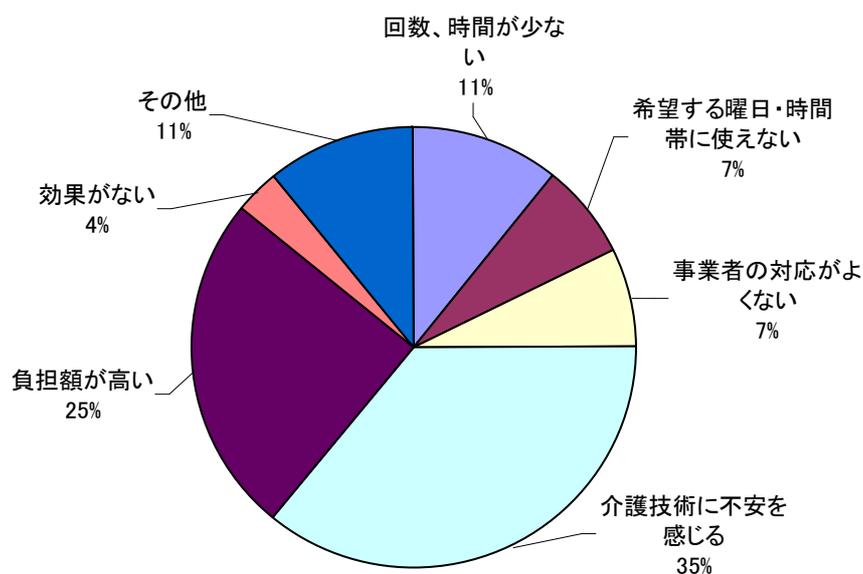


○ 居宅介護のサービスについて不満の理由について

サービスを利用し満足できなかった方に不満の理由をお聞きしました。

「介護技術に不安を感じる」35%、「負担額が高い」25%、「回数、時間が少ない」11%となっています。

【全体】

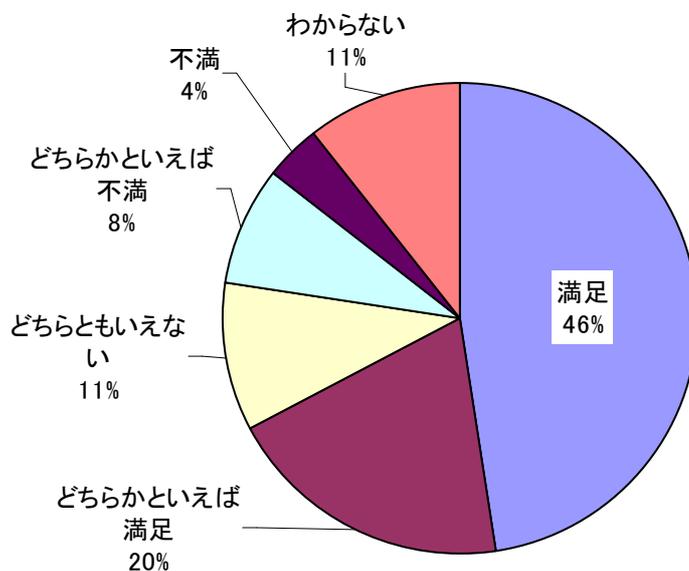


○ 日中活動系のサービスについて満足しましたか

生活介護、短期入所等のサービスを利用したことがある方にお聞きしました。

「満足」している方が46%と断然多くなっています。

【全体】



○ 日中活動系のサービスについて不満の理由について

サービスを利用し満足できなかった方に不満の理由をお聞きしました。

「事業所が少なく選択の余地が無い」と「負担額が高い」が26%と一番高くなっています。

【全体】

